

農政産業観光委員会会議録

日時 平成26年6月30日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時27分

場所 防災新館403会議室

委員出席者 委員長 塩澤 浩
副委員長 杉山 肇
委員 中村 正則 望月 勝 前島 茂松 渡辺 英機
樋口 雄一 飯島 修 仁ノ平尚子 永井 学

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 望月 洋一 観光部次長 赤池 隆広 観光部次長 塚原 稔
観光企画・ブランド推進課長 仲田 道弘 観光振興課長 奥秋 浩幸
観光資源課長 荒井 洋幸 国際交流課長 藤巻 美文

農政部長 山里 直志 農政部理事 樋川 宗雄 農政部次長 橘田 恭
農政部技監 山本 重高 農政部技監 河野 侯光
農政総務課長 三富 学 農村振興課長 伏見 勝
果樹食品流通課長 相川 勝六 農産物販売戦略室長 丹澤 尚人
畜産課長 駒井 文彦 花き農水産課長 清水 靖 農業技術課長 西野 孝
担い手対策室長 土屋 重文 耕地課長 渡邊 祥司

公営企業管理者 岩波 輝明 エネルギー局長(企業局長併任) 小林 明
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 仲山 弘
エネルギー政策課長 井出 仁
企業局総務課長 浅沼 潔 企業局電気課長 日向 一郎

産業労働部長 矢島 孝雄 産業労働部理事 高根 明雄
産業労働部次長 平井 敏男
労働委員会事務局長 深尾 嘉仁
産業政策課長 遠藤 克也 商業振興金融課長 立川 弘行
成長産業創造課長 手塚 伸 地域産業振興課長 佐野 宏
産業集積課長 依田 正樹 労政産用課長 半田 昭仁 産業人材課長 萩原 憲二
労働委員会事務局次長 青柳 嘉仁

議題(付託案件)

第105号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件
第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3
請願第23-6号 「TPP(環太平洋連携協定)交渉」への参加に反対する意見書採択を求めていることについて

- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3
- 請願第26-3号 雇用の安定と労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求めることについて
- 請願第26-8号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願26-3号については採択すべきものと決定し、請願23-3号、請願23-6号、請願23-13号及び請願26-8号については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、観光部関係、農政部関係、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前10時05分から午後12時00分まで観光部関係、休憩をはさみ午後1時03分から午後2時23分まで農政部関係、休憩をはさみ午後2時35分から午後3時06分までエネルギー局・企業局関係、さらに休憩をはさみ午後3時17分から午後4時27分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 観光部

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(富士山保全協力金について)

杉山副委員長 対象者として五合目から山頂を目指す登山者となっておりますけれども、来訪者という観点で言うと、五合目に観光バスで来る方もいらっしゃいますし、世界文化遺産の構成資産に訪れる方も含めるとかなりの数になると思うんですが、今回、この五合目から山頂を目指す登山者に限ったということについて何か理由がありますか。

荒井観光資源課長 富士山保全協力金制度といいますが、その利用者負担制度を導入するに当たりましては、有識者による専門委員会を設け、その意見を伺いながら地元の関係者による会議におきまして御議論を重ねていただいた中で、理念といたしまして、そういう解釈をしたときに、世界文化遺産に登録された富士山の意義ですとか顕著な普遍的価値というものを、そこを利用する方に理解していただくことと、そうした立場として富士山を後世に伝えていくという意識を持っていただくことが重要であるということの中で、構成資産全体を対象とするということにつきましては、具体的な徴収の場所とか方法とか、いろいろな課題があるという中で、富士山の山体の環境保全、それから登山者の安全対策ということを目的とするものとして、富士山の協力金として、その受益者となる登山者に応分の協力をいただくという制度としたところでございます。

杉山副委員長 徴収方法の確立がまだできていないというようなことも一つの理由になったと説明にあったのですが、今後、そういうところが解決すれば、将来的にもうちよっと広く、例えば五合目に訪れる方とかも含めて対象とすることが可能性としては当然あるということによろしいですか。

荒井観光資源課長 お手元の富士山保全協力金の概要でございますけれども、ここの3つ目に制度という欄がございます。これも先ほど言いました会議等で議論していく中で、より公平で効率的な制度にする必要があるということで、その必要に応じて見直しを行っていきなさいということになっておりますので、委員がおっしゃったことも含めまして、これから必要に応じて見直しをする場面もあるかと思えます。

杉山副委員長 これまでも山小屋の設置や救護所の設置に取り組んできたのですけれども、当然、今後も取り組んでいくと思うのですが、協力金の使途、用途について、新規事業だとか拡充事業に限ったんですけれども、これは何か理由があるんでしょうか。

荒井観光資源課長 富士山保全協力金を充てる事業としましては、先ほど申しましたように五合目以上の環境保全や安全対策に充てるということにしております。これまでもいろいろな事業を行ってまいりましたが、富士山保全協力金制度が今年度から始まる新しい制度であるということ踏まえまして、対象とする事業を今年度から始める新しい事業、あるいは今年度から事業を拡充する部分に充てるということにしております。

杉山副委員長 2億円という金額をこの協力金ということで見込んでおりますが、かなり大きい金額になるわけですが、協力金ということになりますと、協力していただいた方に、納得、理解が必要だと思います。説明ですと、審議会等々で事業を審議して承認をするということになってはいますが、協力をしていただいた方に対する周知、この協力金や事業の内容をどういうふうに周知をするのか、そのことについて御説明をお願いします。

荒井観光資源課長 まず、どのようにして事業の把握をするかということでございますけれども、先ほど申しましたように、具体的な事業につきましては、富士山保全協力金審議会において審議をしていただくということにしております。これにつきましては、五合目以上で環境保全や登山の安全対策を行うという、県でありますとか市町村協議会等に事業を提案していただきまして、これらを取りまとめて審議会に提出をしていくという流れになっております。そこで承認していただいた事業につきましては県あるいは市町村等で予算に計上していくということになります。そして、予算として議決をいただいた事業につきましては、ホームページ等を通じまして、その協力をしていただける方に対しまして具体的な使途として周知を図っていきたく考えております。

杉山副委員長 先ほどの説明で、いろいろなケースがあるように聞いたのですが、事業に対する協力金を拡充していくことについて、具体的な協力金の流れですね、その辺をもうちょっと具体的にわかりやすく御説明いただきたいと思います。

荒井観光資源課長 富士山保全協力金の流れですけれども、登山者から御協力いただいた協力金、まず先ほど申しました富士山保全協力金基金に積み立てをいたします。そして、この基金から各種事業に繰り出しをしまして充当していくということになりますけれども、その充当事業は先ほど言いました審議会でご承認をいただいたものを議会に出すというふうにしております。通常でございますと、登山期間が終わって、協力金の額が固まったところで審議会を開いてこれを次年度以降、どのような事業に使うかということをお審議していただくことになっておりますけれども、先ほど申しましたように、山梨県等におきましては今年度から新たな事業を各種取り込んでいくということの中で、今年度は異例でございますが、4月に審議会を開きまして、御承認いただいた事業を今回の補正予算で上げているところでございますけれども、大きく分けまして、県単独でやる事業、これにつきましては基金からの繰入金で財源として行うということで、今回は財源更正とさせていただきます。それから、共同でやる事業でございますが、この事業につきましては、県事業分につきましては先ほど申しましたように財源更正とした形で行うと。市町村等に対しましては基金を活用した補助制度を設けまして補助金を出していくということにしております。通年でございますと、先ほど申しましたように10月ごろ収入金額が出ますので、それを参考に来年の収入金額が見込めますので、それを踏まえまして来年度どのような事業を行っていくのか、先ほど言いましたように提案をいただく中で、どのような事業に充当していくのかというのを承認いただいた上で議会にかけて当初予算に計上していくという流れになります。

(富士山保全協力金について)

永井委員 まず最初に富士山保全協力金のこの概要の中の金額という部分で、基本1,000円ということで、その下に「子どもや障害者等への配慮(協力いただける範囲の金額)」とありますが、この「子ども」というのは、具体的に何歳ぐらいを

想定しているのか教えてください。

荒井観光資源課長 小学生以下ということで想定しております。

永井委員 その制度の上のところ「より公平で効率的な制度にするため」と書いてあります。これは、当然、その上にも書いてありますけれども、法的な強制力がない中で、子供や障害者の方、富士山は自然のものですけれども、あくまでも文化遺産で登録されたということを見ると、子供は県の博物館とか美術館では、無料になっていると思います。障害者の方たちもそういった部分で県の施設やいろいろな部分で配慮がなされていると思います。この富士山の保全協力金は、あくまでも法的に拘束力はないというものの、ここで「子どもや障害者等への配慮(協力いただける範囲)」とするのであれば、この部分に関して小学生以下は、きちり無料という形にしたほうがよりわかりやすいですし、混乱もないというふうに思うんですけれども、その辺の考え方を伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

荒井観光資源課長 この制度をつくる時にいろいろな御議論をいただく中で、やはり子供や、障害を持つ方に配慮すべきだという御意見をいただいたのでございますが、やはりできる限り対象者全員から協力を得られるよう努めるということを目指したいということがございまして、議論のまとめにおきましては、対象外を設けるということではなく、先ほど言いました、子供や障害者等への配慮をする中で、あくまでの任意といいますか、協力金、寄附金ということになりますけれども、そういう中で協力をしていただける範囲でということをお願いしていくということにしております。

永井委員 難しいとは思いますが、随時見直しを行うということですので、ことし1年やってみて、やっぱりお子様と障害者に配慮という形ではなくて、私は、できたら無料という形にしたほうがわかりやすいんじゃないかと思っておりますので御提案をしておきます。

(富士山下山道等維持管理費について)

もう1点ですが、富士山下山道等維持管理費で、下山道八合目分岐音声案内設置とあります。これは多分、須走口と吉田口のちょうど分岐点の、要は山小屋に行く方と須走口におりていく方の分岐点だと思うんですけれども、まず、この設置はこの予算の中でどれぐらいの割合なのか教えていただけますか。

荒井観光資源課長 今、手元に具体的な資料がございませんので、何割ということは今、申し上げられません。

永井委員 音声案内の設置なので、額的にはパトロールを2回ふやすというのと同じぐらいの比重でこの中のボリュームとしてはあると思うんですけれども、2年前に富士山を登山したときに、ちょうどこの分岐点のところで休んでいたんですが、相当数の方が、吉田口におりたいのに須走口の方に行っていて、違いますよと、私自身がとめたところがあって、しかもおとし登ったのが8月1日という、本当にピークのときに登ったのですが、指導員の方は時間によってはいるというふうなお話も伺っています。多分、その指導員の方たちがずっといられないのでこの音声案内の設置をするというふうに思っているんですけれども、実は登るときに、去年の状況はわからないのですが、チラシをもらいまして、こちらが吉田口、須

走口というふうなチラシはいただいたのですけれども、ことしもそういうチラシというのは配布する予定はあるんでしょうか。

荒井観光資源課長　　ございます。分岐につきましては、今年度からですけれども、分岐の位置を少しずらしまして、今までは御存じのように下江戸屋の手前で右と左に分かれるということになっていて、山梨側におりる道が山小屋に入るのとも誤解されがちで、道と認識されないというところがございましたので、ことしから静岡と話をしまして、その道を、一旦静岡におりる道をロープでとめまして、下江戸屋の前を通る、必ず静岡におりるのを通るという形にしまして、その先で静岡側の登山道と分かりますので、そこで分岐をするというふうな形にしております。その内容をパンフレット等で周知をしております。

永井委員　　それだったら多分、あそこで迷わない。やっぱり、今までの分岐だと山小屋の前を通るということになるので、大分混乱があったのではないかと思います。今、この缶バッジを見て、この缶バッジの説明の中にもあるんですけど、登山ルートの色で表示をして登山道を迷わないようにということで、先ほど課長がおっしゃったとおり、原則は協力金を払うわけですから、そのパーティーの中で、1人は多分これを払うので、このバッジの黄色におりてくださいという案内が必要だと思って、多分、そのパンフレットにも当然明記はされると思います。

ただ、現場でいろいろと話を聞いてみると、そのパンフレットをもらっていない人、要はそのままスルーして行かれちゃうというパターンが結構あると思うので、もしその部分で、今この中に案内板とか道しるべの補修とあるんですが、下山道をおりるときにちょうど1本しかないの、その下山道おりるところに、「吉田口(山梨)」って大きめに書いてほしいです。山梨下山道は黄色だよっていうことを再認識してもらった上でその下山道におりすと、多分迷いがなく行くんじゃないかと思うのと、県外の友人が登ったときに、吉田口というのが山梨だということが、他県の人たちにぴんと来ないところもあるので、吉田口ルートは当然吉田口ルートなんですけれども、「(山梨)」をぜひ、もしこの道しるべを改修するのであれば、そういった部分も配慮していただくと大分混乱がないんじゃないかと思いますので、御提案をさせていただきます。その辺の御見解をお伺いさせていただきます。

荒井観光資源課長　　富士山におきます看板等につきましては、静岡、環境省と入りました、富士山における標識類の統一基準というのをつくってございまして、その中で文言でありますとかを定めてございますので、今の委員からの御提案につきましてはその協議会のほうで検討していきたいと思っております。

(富士山保全協力金について)

飯島委員　　ことしから始める新しい事業なのでいろいろ試行錯誤とかあると思うのですが、ポイントはお金の授受をするわけでありまして、大変なマンパワーの作業もあるのかなというところで、実施方法及び時間の中でインターネット、コンビニ払いということがありまして、これは合理的に、なるべくトラブルが起きないように収納しやすいということだと思っておりますけれども、コンビニもいろいろなコンビニがあると思うんですけれども、どういうところで払えるのか、納付書はどんなものになって、どんなふうにならばそれを配布するのかとか、その辺の計画。あと、インターネットも6月20日から開始とあるんですけれども、どういうサイトから配信をして、どういう手続きをするのか。私どももなるべく協力しているいろいろな人に徴収のお願いをしたいと思っておりますので、それをまずお伺いした

いと思います。

荒井観光資源課長 まず、コンビニ払いができる店舗でございますけれども、主要な5社といたしますが、セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、この5社の店舗での支払いが可能です。

それから、インターネットに入る入り口ですけれども、山梨県のホームページのトップページの右上に「富士山保全協力金はこちら」というバナーが張っております。そのバナーをクリックしていただくと入力画面に行きます。そこで必要な情報を入力していただくと、受付完了ということでメールが届きますし、プリントアウトもできます。

そして、インターネットにつきましては、クレジット払いという形をとっておりますので、実際にお金が入ってくるのは申込みよりずれますので、お金が入ってきたところで県から領収証を送ると。それから、コンビニのほうにつきましては、コンビニの端末で操作をしていただきますと、レジでチケットをいただけます。このチケットの右側が、現地、五合目に来ていただいた方に協力者証をお渡しするとともに、その半券と引きかえにこれと領収証を渡すという仕組みになっております。

飯島委員

今の説明でよくわかりました。そうすると、もう6月20日ですからやっているということになると思うんですけれども、まだまだどこで取り扱っているかという知名度とかいうのが我々も知らなかったわけでありまして、それをすぐにやってもらいたい。考えていると思いますけれども、やっていただくというのと、これは私の考えなんですけれども、普通の納付書と違いますから、何か協力したくなるような、対象者は山頂を目指す登山者というふうになっていきますから、広く一般ということとはちょっと違いますけれども、お金を払いたくなるようなかわいい納付書、印刷、デザインとか、そういうことはどういうふう考えているんでしょうか。

荒井観光資源課長 説明が足りなくて申しわけありません。基本的にインターネット、コンビニの場合は納付書という形ではなくて、先ほど言いましたように、インターネット、クレジット払い等で申し込んだ方が入力完了のメールを、その打ち出しを持って五合目に来ていただければお渡しすると。コンビニも先ほど言ったように、チケットという形で出ますので、それを持って五合目に来ていただくと、そこでこれと県の領収証という形でお渡しします。納付書ではなくて領収証。納付書という形はとりませんので、そこでいただいた旨、領収証をお渡しします。

納付書を発行してそれで納めてもらうということではなくて、インターネットの場合は、インターネットで入力していただいて、クレジットで決済をしていただく。それで完了です。それでクレジット払いのお金が県に入ってきたところで、県から領収証をその方にお送りすると。コンビニの場合は端末で操作しますとチケットをレジでいただけますので、そのチケットに富士山保全協力金吉田口1,000円とか書いてあります。それが仮の領収証という形で、それを持って五合目に来ていただくと、先ほど言いましたが、半券と引きかえに正式な県の領収証をお渡しするというので、ちょっとややこしいのですが、事前に納付書をお渡ししてそれで払っていただくという形ではなくて、インターネットとか端末を操作して入力をしていただいて、受け付けましたというものを打ち出していただく。あるいは、チケットと。それを五合目に持ってきたところで正式な領収証をお渡しする、記念証をお渡しするというのを基本としております。

飯島委員

要するにコンビニにはお金を持って行って、富士山の協力金したいんですけど
って言えば、そこで端末があって、いろいろ教えてくれて、自分で操作してその
証明書を持って五合目に行けばという話でいいんですね。わかりました。

まあ、理解できましたけど、そういったことを広く、せっかくやるわけですから、
わかりやすい、ホームページでもいいですしチラシでもいいですから、やった
方がいいのかなというふうに思います。

あと、余計なことかもしれませんが、対象者が五合目から山頂を目指す登山
者というふうにありますけれども、ふるさと納税ではありませんが、県外にいて
富士山に登りたいけどちょっと体のぐあいが悪い、でも協力したいという人が必
ずいると思いますから、その辺の取り組みというか考え方も、今回始まったばかり
なので、またいろいろな変更も見直しもできるということでもありますから、お
考えいただきたい。もう一つ、これは寄附金という言葉を使いましたから、いわ
ゆる寄附控除ということがありますよね。いろいろな特定公益増進法人に寄附を
すると寄附控除があったり、我々も例えば県議員が個人から寄附をもらおうと選
管に届出を出すと資金管理団体で寄附控除ができると、そういうことがあるん
ですが、これもぜひ今後検討していただきたいと。

荒井観光資源課長 まず、先ほどのコンビニ、インターネット等の支払いの方法の周知でござい
ますが、今、協力金に関するパンフレットをつくり直しております、その中で
具体的な方法等を入れていきたいと。それと、県のホームページにそういう使い
方を明記していきたいと、今、その準備をしているところでございます。

税額控除につきましては、地方公共団体に対する寄附になりますので、税額控
除の対象になります。それで、これは税務署とも御相談をさせていただきまして、
先ほど言いました領収証がありますので、それを添付していただければ、2,0
00円を超える部分が対象になります。2,000円以下だと対象にならないん
ですけれども、2,000円を超える部分についてその領収証を提示していただ
ければ対象になるということで、その辺も周知していきたいとします。

飯島委員

せっかくですから、2,000円以上はやっぱり控除になると、パンフレット
をつくっていることでしたからそれも明記していただければ大分違うというふ
うに思いますのでお願いしたいとします。

(富士山保全協力金について)

渡辺委員

今回、協力金が五合目以上の登山者の安全と環境保全ということに限定という
ふうな色合いがありますけれども、さっき杉山委員の話がありましたけれども、
やっぱりそういうことを含めた、我々地元の者の考え方というのは五合目以上が
富士山じゃなくて、下から富士山なんです。そういう考え方が強いんですね。そ
れで、必要に応じて見直しを行うという、ここに1項目があるわけですが、
特にスバルラインを登る登山客と違って、吉田口の場合は下から歩いて登るとい
うふうなことで、非常に環境保全とかに対しても相当神経も使うわけですが、こ
の必要に応じて見直しを行うということについては、誰がどういうふうに決めて、
どういうふうに見直しを行うのか、その辺を伺いたいとします。

荒井観光資源課長 富士山保全協力金の制度の導入につきましては、先ほど申しましたように、
まず山梨県、静岡県の地元で協議をさせていただきまして、両県の合同の会議、世
界遺産推進協議の作業部会という会議があります。そこで御検討いただいて、最
最終的に世界文化遺産推進協議会で決定したわけですが、見直しに当たり
ましても、山梨県、静岡県それぞれが協議をしまして、事務レベルで協議をする

中で、地元における意見、それから両県合同の会議における意見等、そういう場で見直し等の議論をしていくということになります。

渡辺委員 今後、見直しを行うに当たっては、五合目以上という限定ではなくして、希望は持てると。そういうふうに理解していいですか。

荒井観光資源課長 見直しをするということで、どの部分を見直すということ具体的には言っておりませんが、全体的に制度そのもの、内容の点の見直しということでございますので、対象、使途とそういうものを含めまして見直しをする可能性はあるということです。

渡辺委員 お伺いしたのは、五合目から上ばかりじゃなくて、下を含めるというふうな意味合いでお伺いしたんですけど、これもいいということですね。

荒井観光資源課長 先ほど一番最初に説明しましたように、この制度を設けるときにいろいろな御意見をいただく中で、構成資産も含めるべきではないかというふうな御意見もありましたけれども、具体的な方法等の課題がまだたくさんあるということで、ことしから行うこの制度につきましては、五合目以上ということで限らせていただきましたけれども、議論の経過にもありますように、構成資産等を含めたところの可能性の検討はしていくことができると思います。

渡辺委員 金額の中で先ほど永井委員からもお話がありましたけれども、「子どもや障害者等への配慮」ということですが、非常に曖昧というか、どういうふうに捉えたらいいのかということなんですけど、これは協力いただける範囲の金額ということですから、必ず協力しなければというふうな見方なんです。できない方についてはどうなんです。

荒井観光資源課長 あくまでも協力金、寄附金でございますので、協力をいただける方ということございまして、必ずしも強制的でございますので、その方の事情もあると思いますけれども、強制的ではないということで、あくまでお気持ちでということですのでこういう書き方になっておりますけれども、この辺のところも引き続き静岡との協議の中で具体化する必要もあるかと思うんですけども、現時点ではこんな言い方で、協力金、寄附金としてのあくまで制度のスタートでございますので、対象から除くとかっていうことを書けないという面がございますので、「協力をいただける範囲」という書き方にしているということで御理解をいただきたいと思っております。

渡辺委員 今、何でお伺いするかというと、資料に、「将来的にはより公平で効率的な制度にするため、強制徴収も視野に入れて」という、この1行があるんですね。それとこれを考えたときに、将来にわたって協力いただける範囲はちゃんと守れるかどうかとか、そこが非常に心配になったので伺ったんですけども、その辺について、子供、小学生以下というふうなお話もありましたし、障害者という場合は、どういう障害者を我々は思えばいいのかな。例えば、身体障害者で登る人は車椅子でどこまで行けるのかよくわかりませんが、県でその点、この障害者というのはどういう方を想定しているんですか。

荒井観光資源課長 障害者の方、いろいろありますけれども、想定されるのは目の不自由な方等と。

渡辺委員 先ほどもお話がありましたが、これは協力金をいただかないほうがいいんじゃないかと、そういう面もありますので、後にこの制度を見直すときには、ぜひ参考にしていただければと思います。

それともう1点、協力金ですから金額が幾らと限定はないわけですが、この少ない協力金であっても、例えばバッチはいただけるということですか。

荒井観光資源課長 ここに書いてありますように、富士山保全協力金協力者証ですので、協力をしていただいた方には金額にかかわらずお渡ししたいと思っております。

渡辺委員 それは非常にいいことだと思います。このバッジがあるかないかによって富士山に協力した、しないかということになるわけですから、例えば金額が少なくても胸張って五合目ないし六合目なり歩けるような配慮をぜひお願いしたいなと思います。

(富士山レンジャー設置事業費について)

今回、3人の方がふえたということですが、この富士山レンジャーの業務内容についてはよくわからないところがあるわけですが、期間がいつまでなのか、それと、富士山レンジャーが登山者に対してどういう指導を、どういう立場で、何を行うのか、簡単にもしわかりましたらお願いしたいと思います。

荒井観光資源課長 富士山レンジャーの身分でございますが、県の非常勤嘱託でございます。基本的には1年でございますが、最大5年までの更新が可能ということになっております。

業務につきましては、富士山におきます登山マナーの啓発でございますとか、あとは麓におきます不法投棄の巡回、公道をパトロールするとか、あとは学校等に対しまして富士山における環境教育と申しますか、そういうものを出張出前講座みたいな形で行っております。大きく分けてその3つでございますが、富士山におけます登山の規範につきましては法的根拠というものはございませんけれども、やはり富士山に登っている方に安全に登っていただくように、軽装登山等、十分な装備のない方にはお声をかけて注意を喚起していくということをしております。

渡辺委員 それはいいことだと思いますけれども、実際に現場でどのぐらいの人にそうした安全指導ができるのか、非常に効果が気になるところなんですけれども、大勢来ている人に対してどういうところでやるわけですか。

荒井観光資源課長 富士山レンジャーにつきましては、1カ所にいるということではございませんで、五合目から六合目、七合目、この間を巡視と申しますか巡回をする形でそれぞれ目についた方、その場合はそういうケースに対しては啓発と申しますか指導をしていくという形をとっております。

渡辺委員 今、出前講座というお話がありましたけれども、実際にこの人たちが、登山者の安全指導をする人たちが本当に限られているということで、そう思っていますか。

荒井観光資源課長 先ほど申しましたように、世界遺産になったということで外国からのお客さんが結構来て、五合目から六合目、七合目辺りまで非常に軽装で登るという方がふえています。そういう方に関しましては、レンジャーが巡回をしながら注意を

しているという状況ですので、限られているところはあれですけども、そういうところで巡回しながら気がついたときには指導をしているという状況です。

渡辺委員 登山者の安全ということから考えますと、この人たちの役割って非常に大きいよね。七合目まで行って軽装を注意したんじゃ、もう間に合わないような気もするが、五合目、登るときにできるだけ指導できるような工夫みたいなことをぜひしてもらいたいと思いますが、どうですか。

荒井観光資源課長 説明が足りなくて申しわけありませんけれども、五合目の登山道の入り口のところに臨時登山指導所というテントを設けまして、そこにレンジャーがおります。そこにいながら通る人に声をかけるということと、先ほど言いましたように、巡回パトロールといいますか、時間でかわってということも両方やっております。

渡辺委員 最後に、先日、山岳遭難救助の会議がありましたけれども、文化遺産推進と同時に非常に登山者も増えていて、遭難者が増えている。そうしたことをぜひ排除するためにも、安全登山の指導ということを徹底していただきたい。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(富士山の観光振興について)

前島委員 富士山の世界遺産というのは、他の世界遺産の国内の状況を見ても特定地域に限られてなく、静岡をまたぐ、非常に広域的な世界遺産である。しかも、構成資産を見ても25件以上ということであります。それを保全、保護していくことも含めまして、いろいろ今後、ユネスコから、登録に際しての検証を求められるという手続きが行われるわけですね。そういうことの中で、維持、管理、保全をしていくためには、協力金をいただいて、できるだけ財源も確保しながら保全に努めていくということですが、2億円程度ではとても富士山の世界遺産を維持していくということは容易ではないというふうに感じているわけですね。

そこで、静岡県を含めて地元の県にとって、世界遺産は大変な財政負担に将来なるということを覚悟していかなければなりません。そういうことを含めて、県は静岡県等と協力して国に対してどのような対策、支援要請というものを取り組んでいるだろうかということについてひとつ所見をお伺いし、経過があればぜひ伺いたいと、こう思っているところです。

塩澤委員長 ただいまの質問、保全、推進の件とも絡みますので、観光の所管ということで、観光の部分についてお答えがあればいただきたいと思います。

望月観光部長 観光部といたしましては、当然、まず一つは観光の振興のために資するというところで、本会議でもお答えさせていただきましたけれども、今後、外国人もふえるということで3県、静岡、神奈川も含めて知事がより積極的な姿勢をもって連

携しながらこの富士山周辺に観光客をお招きいただきたいと、これは当然でございます。そしてまた、その一方で保全、これも大切でございますので、これは再来年の2月までに報告書を出さなければなりません。それにつきましては今年度中にその方向をぜひ決めて、対応をしてみたいと考えております。

前島委員

皆さんの部局においての課題というのは観光ということなんでしょう、しかし、その観光自身も登山の管理でありますとか、そういう問題も含めて、情報の提供を含めて、相当な財源的な手当てというものが今後増大をしていくと。そういう分野でも国に世界遺産登録を機に、国の支援対策というものをいち早く要請する必要があるんじゃないかというふうな感じで捉えているんですけれども、再度そういう点についての取り組み方をしているかどうかという点について伺いたいと思います。

望月観光部長

国へのいろいろな要請につきましては、現在、富士山保全推進課で対応しておりますので、その中で観光部門につきましてもしっかりと要望をしてみたいと思います。

前島委員

ぜひ、観光部を初め、関係部局が連携して、できるだけ早く静岡とも協調的に国に交渉をして、この遺産を守っていくということは容易ではないというふうに思います。財源が非常に厳しい地方財政の中で、これだけの構成資産を含めて取り組んでいく中では大変な市町村の負担も増大をしていくだろうと、そういうふうに思っておりますので、そういう取り組みをぜひ力強く国に対して伝えるよう、要請をさせていただいて私の質問を終わります。

(インバウンド観光について)

杉山副委員長

観光ということですが、この6月の初旬に私たちの会派の自民党・県民クラブで台湾を訪問して、山梨県産の桃だとかブドウの販路拡大と観光について調査をしてみました。その中で、観光についてですが、今、全世界から日本に来る観光客が1,000万人を超えている。昨年ですね。そのうちの台湾から日本に来る観光客が220万人を超えているということで、割合からすると2割を超えているところであります。この間の調査の印象を受けると、これからますます台湾からの観光客がふえていくんじゃないかと、そういう可能性を感じてきたのですけれども、去年は220万人が台湾から日本に来ているのですが、ことしの状況を何かデータがあれば教えていただきたいと思います。

藤巻国際交流課長

2014年5月の国際観光振興機構が発表しております訪日外客数調査で見ますと、1月から5月までで113万6,700名が来日しているということになっております。

杉山副委員長

それでは、山梨県に台湾から観光で訪れた人数ですね、去年のデータとあわせてことしのデータがありましたら教えていただきたいと思います。

藤巻国際交流課長

観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、昨年1年間で台湾から11万3,520人泊が本県で宿泊しております。今年につきましては、1月から3月の数字は宿泊旅行統計調査がまだ発表されておられませんので、大変恐縮ですが数字を申し上げられないのですけれども、県内の観光事業者、また、市町村から聞き取ったところでは、去年の同時期の倍ぐらいいは来ているような気がするという報告を受けております。

杉山副委員長 今、倍というようなお話がありましたけれども、いずれにしても山梨県に対してインバウンドを考えたときに、台湾の方々の山梨、あるいは日本の持つ印象ですね、そういうところが非常に大事だと思うのですが、台湾の方々の親日度といいますが、どういうふうに感じているのかという、何かそういうデータがありましたら教えてください。

藤巻国際交流課長 財団法人交流協会という団体がございます。これは台湾における大使館のようなところがございますけれども、そこが2013年の1月に台湾住民に対して調査したところでは、65%の台湾の住民の方々が日本に親しみを感じているという調査が報告されております。

杉山副委員長 今、65%という非常に高い数字を示していただきましたけれども、本当に過半数以上の方が、台湾の人が日本に対してそういう印象を抱いているということでもあります。いずれにしましても、そういうデータを見ても、観光に関しては、非常に可能性があると思うのですが、観光について台湾からの観光客をふやす、そういうことについてどういうふう考えていらっしゃいますか。

藤巻国際交流課長 山梨県としても、台湾は非常に重要なインバウンド市場だと考えております。

杉山副委員長 最後に、県では台湾からの観光誘客についてどのように取り組んでいるのか、これからどのように取り組むのか、その辺をお伺いします。

藤巻国際交流課長 これまでの取り組みでございますが、平成20年、それから平成23年、それから昨年と、台湾には知事がトップセールスに行っております。また、台湾の国際旅行博については、やまな観光推進機構が毎年出展をして誘客に努めております。特に台湾からは教育旅行といひまして、日本でいう修学旅行が結構山梨県に来てくれておりまして、つい先週もやまなし観光推進機構が修学旅行の誘客に行ったところでございます。今後とも、そういうことで有望な市場でございますので、積極的に誘客に努めてまいりたいと考えております。

(インバウンド観光について)

望月委員 観光客の誘致に際して、台湾のみならず東南アジア、ヨーロッパ、アメリカなどかなり日本に来ているわけですが、特に過日、私たちの会派の調査で台湾に行きまして、現地の旅行関係者と意見交換したときに、山梨に限らず日本に来る場合にチャーター便が、成田へはかなり団体客を連れてきたけれども、羽田、それから富士山静岡空港、中部国際空港へ行くときに、団体客を乗せるためのチャーター便が少なく、席が取れないと。そうするとどうしてもリピーター客が主になってしまうとのことです。山梨へ大勢の誘客を期待するところではありますが、そうした団体用のチャーター便をこれから山梨県でも航空会社とのタイアップの中で、旅行社を通じ、また国を通じて、そういったチャーター便等の羽田、それから静岡空港。静岡空港は特にこれから中部横断道ができますから、静岡空港から山梨に入る観光客、特に富士山、それから富士五湖、山梨の果物とか、そういうものを非常に台湾の方も、また、東南アジアの皆さん方も期待をしているところですが、そういう中で、これからチャーター便とか航空便、それから交通の便、それからもう一つ、その中に加えて話があったのは、宿泊の施設があるようだけど、その宿泊施設の予約が取れないと。それから、移動するバスが取れないと。そういうことも、特に日本は北海道なんかそういうことが多いようですけど、やっぱり山梨県においてもそういうことがこれからふえてくる

と思いますので、その辺の対応を期待します。

藤巻国際交流課長 チャーター便につきましては、前に中華航空に対してできるだけ増便をし、送客をお願いしたいという依頼をしたことがございますけれども、現在のところ、特にチャーター便を飛ばしてくれというような要望を旅行会社等をお願いしてはおりません。羽田、成田に到着した台湾人観光客の方々にできるだけ山梨においでいただきたいという誘客をしているところでございます。これについてはまた頭に入れておいて、機会あるごとにチャーター便の増便とかを飛ばすように、また機会ごとに関係方面をお願いをしていきたいと考えております。

次に、宿泊施設とバスでございますが、バスにつきましては、非常に外国人旅行者がふえている関係で、各旅行会社とも承知はしているんですけども、バスそれ自体、それから乗務員の数が足りないということもございまして、うれしい悲鳴と申しますか、大変な状況になっております。これについても旅行会社、観光事業者に確保を努めるようお願いをしているところでございます。

宿泊施設については、これまでの聞き取りでは非常にふえているというふうに、宿泊施設側からは言われているんですけども、まだあふれるほどだということまでは聞いておりませんで、もう少し誘客をしてもいいのではないかと考えているところでございます。

望月委員

飛行機の便、それから移動するバスとかの交通の便、宿泊の話聞いたんですけど、台湾のみならず東南アジア、ヨーロッパにおいても、山梨県に限らず、日本の場合には、宿泊を取ることが非常に厳しいという話も聞いているわけですけども、そこを山梨県でも対応をして、観光地の富士五湖とか、また石和とか、そういうところの状況も、団体客の状況に対応してもらえんと思うんですけど、リピーター客がかなり多いといった中で、できれば今度、松本空港あたりもそういったチャーター便を出してもらって、山梨県と近いということでそんな話もありましたが、対応がちょっと難しいかなという話もあったんですけども、そのようなことも含めて総合的に山梨への観光客の誘客をもう少し積極的に台湾とか東南アジアにも行ってアピールしてもらいたい。他県においては県の職員を1人か2人、現地へ派遣して、常駐させて観光客の誘客をしている県もあるようですけども、そうしたことをこれからやはり山梨県でも考えていかないと、誘客の関係が行きどまりになるような感じになる可能性もありますので、ぜひそのあたりを望月部長、どうですか。

望月観光部長

現在もトップセールスなどを含めまして、東南アジアのほうにもしっかり誘客をしているところであります。今後につきましても、中国一辺倒という反省もございましたので、広く東南アジア各国を回ってしっかり誘客に努めていきたいと思っております。

望月委員

山梨、特に富士山、それから果物、非常に海外の人は関心を持っておりますので、ぜひその辺を強くお願いします。できれば職員を東南アジアもヨーロッパもですけど、できれば1人ぐらいそこへ行って、専門に観光客を誘客してもらうようなことをお願いします。

(トップセールスについて)

樋口委員

今、いみじくも部長の方から中国一辺倒じゃなくて広く東南アジアというお話がありまして、本会議でもタイ王国について県内企業の海外展開についての質問もありまして、この夏に県内中小企業者等から成る経済交流団を派遣するという

答弁がありました。ここは観光部でありますから、もちろん観光も主力産業でありますから、そのスケジュールが何日ぐらいなのか、もう既にわかっているのでしたら、まず聞きたいなと思います。

藤巻国際交流課長 タイでのトップセールスをことしの夏予定しておりますが、3泊4日程度の日程で実施することを予定しております。時期的に8月の初旬を予定しております。産業労働部と農政部、それから観光部の3部合同で予定しております。細かい日程については、日程の中身をまだ検討中でございますので、大変恐縮ですがもう少し時間をいただきたいと思っております。

樋口委員 また大きくマスコミにも取り上げられるでしょうし、注目したいなと思っております。観光部としてどのようにそのトップセールスで取り組みをするかについてはかなり議論がされているんじゃないかなと思いますけれども、それを聞く前に、タイ王国との交流について観光部としての立ち位置というか、タイのポテンシャルと申しますか、こういったものを中心に交流を進めていきたいというようなことがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

藤巻国際交流課長 タイにつきましては、平成24年に本県を訪問した方々が4万人泊でしたが、昨年は8万4,000人泊というふうに倍増しております。このため、タイは経済発展も続いているところから、これまでは上流階級の富裕層をターゲットにしておりましたけれども、一般の方々も含めて、より多くの方々に本県を訪問していただきたいと考えております。

樋口委員 例えば、去年は具体的にインドネシアとの間で、ガルーダ航空とか、あるいはサッカーの選手の交流とかありました。あるいは、私たちが秋に行ってきましていろいろ勉強させていただきましたけれども、人口は2億4,000万人ですが、富裕層は1割に満たない。あるいは9割がムスリムだというような話もありまして、そういった中で、例えば先ほど産業労働部と農政部と観光部が3泊4日程度の中でそれぞれ分担されるということだと思っておりますが、どのようなものを、一言で言って、今回初めてなのかわかりませんが、この夏のトップセールス、経済団体、旅行関係者との交流の中で行おうとしているのかお聞かせください。

藤巻国際交流課長 今回は3部合同ということでございまして、タイは実はもう相当交流が進んでおりますところから、単なる観光ではなくて、実際に進出している中小企業の支援でございますとか、これは他部局に関係しますけれども、山梨県の桃、非常に人気だそうでございます。そういうものを販路開拓、拡大ということを主眼に誘客も含めてセールスをしていきたいというふうに考えております。

(海外の県人会組織について)

樋口委員 かなりもう交流が進んでいるということでありまして、日本人の法人の組織と申しますか、あるいはもっと突き詰めると、各都道府県の県人会というような組織はバンコクにはきちんともう整備がされているのでしょうか。

藤巻国際交流課長 タイには、タイ・バンコク山梨県人会というものがございまして、100名に近いメンバーがいるというふうに聞いております。

樋口委員 もちろんこれまでもかなりのおつき合いをいただいていると思っておりますけれども、有効に活用していただきたいというふうに思いますし、昨年、私も、ジャ

カルタに行きましてJETROのコーディネーターの方とかなり深くディスカッションをすることができまして、その方は南アルプスでの就労の経験もあって山梨のことをよく御存じで、ぜひジャカルタにおいても山梨県人会をつくったらと、3名、4名いればいいじゃないかと、つくったもん勝ちだよと。ジャカルタでは日本の都道府県の半分ぐらいが今つくってるよということでありまして、そういったバンコクの情報なんかも、去年交流を始めたインドネシア・ジャカルタにも提供しながら進めているんじゃないかと思えますけれども、私どもが行ったところの山梨県人の方ともそういう話をして進めていると聞いていますけれども、その辺の状況については進捗があるんでしょうか。

藤巻国際交流課長 昨年の10月に知事が行ったときには県人会はございませんでした。ただ、11月の末ぐらいから急激に活発になりまして、ことしの4月に現地の邦人紙である、日本語新聞であるじゃかるた新聞に、県人会をつくろうというような広告が出まして、6月4日に1回目の幹事会のようなものを開いたというふうに聞いております。現在は17名が手を挙げて県会に入りたいという要望があるようでございます。

樋口委員 その県人会についても、甲府の私の知り合いもそこに入って、取りまとめの役割も担っているようでありまして、ジャカルタやバンコクに限らず、世界各地でやっぱり本県ゆかりの人たちを使わない手はありませんから、もちろんブラジルや、もう既に長く交流があるところについてもそうですし、例えば、本会議でスーパーグローバルハイスクールの話もありましたけれども、この取り組みではないのですけれども、甲府一高のア・カペラ部がロサンゼルスに行って、ロサンゼルス県人会長さんに本当にお世話になったと。私たちも以前県議会として行ったときにも非常にお世話になったりしていますし、そういう話もよく聞く話でございます。ぜひ今回のタイ王国へ3部合同で行く経済交流団についてもバンコクの県人会の皆様としっかりと交流をしてきていただいて、あわせてまたジャカルタについても去年からことし、大きく変化があったようでありますから、トップセールス、例えば知事や担当部長さんたちが行く機会があればぜひまたそういうことも進めていただきたいと思いますけれども、タイは行くということでありましたが、インドネシアについてはそういう予定は今年度あるんでしょうか。

藤巻国際交流課長 先ほどの県人会のことにに関して申し上げますと、インドネシアの県会の設立準備会というようなところから、8月に設立総会をしたいので誰か県からの代表者を送ってほしいという要望は来ております。

樋口委員 要望が来ているならば、予算の関係やスケジュールの関係もあると思えますけれども、できるだけ知事、あるいはそれにかかわる方にぜひ行っていただいて、去年からの芽をさらに伸ばしていただきたいと思います。

それも答えていただくのですが、もう一つは、今、自分がジャカルタに行って、そういった仲間が県人会をつくろうとしているのは非常にありがたく、バンコクの県会に参加している方々、企業の方々、あるいはジャカルタやいろいろな都市あるいは国で活躍をされている本県ゆかりの方々とのネットワークがあれば、ぜひ私どもにも、向こうの御迷惑にならないところで御提供いただきたい。そうすれば、それぞれのネットワークの中にリンクされれば、それぞれがまた行ったり、連絡を取り合う中できっとプラスに働くんじゃないかなと思いますので、その要請をいただいているならぜひ行っていただきたいと思います。この2つについて最後にお

願います。

藤巻国際交流課長 8月につきましては、やはりこれも検討中でございますが、県の幹部の方にジャカルタを訪問していただきたいと思っております。それから、県人会のネットワークでございますが、県人会の方々もふるさと山梨県のためになりたいと、そういう活動をされたいという御希望があるようですので、確認の上、御提供させていただきたいと思っております。

樋口委員 ありがとうございます。私たちもきちんと行ける準備をして、行って、勉強して、また私たちなりに産業、農政、あるいは観光の分野で架け橋になりたいというふうに思いますので、ぜひまた私たちも使っていただきますことをお願いして終わります。

(「花子とアン」の観光政策について)

仁ノ平委員 本会議の代表質問でも議論のあったところですが、このような御答弁がありました。「体制も整い始めております」という部長答弁があったのですが、そこを伺って、「遅いじゃん」と思いました。というのは、あしたからドラマはもう既に後半戦であります。舞台は東京に移っております。今、「体制が整い始めております」では、「遅いじゃん」というのが率直な感想ですが、どうしちゃったんですか。

仲田観光企画・ブランド推進課長

私どもも県として、どのようにこの「花子とアン」を観光に生かしてきたかということをお話しさせていただきますと、昨年11月に甲府市が中心となりました「花子とアン」推進委員会、ここに加盟をいたしました。この委員長は甲府市の観光協会の会長さんでございます。それから、昇仙峡の観光協会、商店街連盟、あるいは飲食店連盟、甲府のありとあらゆる観光とか産業に絡む団体が入りながら、11月からどういうふうな形で観光に活用しようかというようなことをお話し合いをしてまいったところでございます。実際、ドラマが始まってみまして、山梨県あるいは甲府市の観光を目的として訪れるロケ地がまだまだオープンになっておりませんので、その面でそれを活用した観光振興がなされていないというふうなことが言えるかと思っております。

整いつつあるとお答えいたしましたのが、そういう中でも少しずつ旅行の造成でありますとか、ホテルの受け入れ態勢でありますとか、お土産品の開発、また、観光タクシーもございますけれども、それらのものが整いつつあるということでそういう答弁をさせていただきました。

仁ノ平委員

今の御答弁を伺っていると、昨年秋からの取り組みがあって、こうやってきたんだということはわかるんですが、あと3カ月ぐらいで終わっちゃうんですね。舞台はもう既に東京で、山梨でもう1回ロケがあるかどうか、ちょっとクエスチョンというふうに聞いています。それで、既に整ってきたというのではなくて、放映後をもう考えなきゃいけないって、本当に思うんですよ。確かに24%に迫る視聴率で盛り上がっているんですが、6カ月なんですよ、放映は。たった6カ月だけのことで終わらせずに、放映後こそ、継続した誘客があってこそ山梨県に資していくものだと思います。

例えば、十何年か前の放映ですが「ちゅらさん」、小浜島が舞台でしたが、今でもたくさんの観光客が小浜に出かけています。昨年の「あまちゃん」しかり。三陸鉄道、久慈市、いまだに海女さんを見たくてみんなが行っています。それと、

たまたま昨晚、甲府市内で会った方々と大間のマグロの話になって、食べてみたいという話になったんですが、それも朝ドラマで下北、大間と東京が舞台になってのドラマの影響が私の頭にも残っています。

そのように、たったこの6カ月で終わることなく、放映後の継続した、「花子とアン」を生かした誘客が必要と考えますが、取り組みはいかがでしょうか。

仲田観光企画・ブランド推進課長

放映終了後の取り組みでございますが、まず「あまちゃん」でありますとか「ちゅらさん」でありますとか、それらのものと今回のドラマが大きく違いますのは時代設定でございまして、その目的地に行けないというふうなところがございまして、これはこれで一生懸命、私どもも観光PRに使ってまいりたいと思っております。ただ、今回はそれ以上に村岡花子さんという新しい観光資源が発掘され、毎朝毎朝、6カ月にわたって、甲府、村岡花子という資源が開発されましたので、これを生かさない手はないというふうなことを考えまして、新しくできます県庁別館の近代人物館の中にも村岡花子さんのコーナーを設けるなどして、これからそういう村岡花子さんの活用と観光を考えてまいりたいと思っております。

仁ノ平委員

ぜひ、もう今から、きょうスタートで放映後の施策というものを考えてほしいと私は思います。

そのための1つのヒントなんですけれども、県立文学館での村岡花子展がついに入場者数が3万人を超えました。私の記憶では2万人を突破したときは、2万人目は横浜の方だった。3万人目は甲斐市の方だったのですが、ああ、やっぱり、2万人目、横浜からも花子展に見えたんだなと思ってニュースを見ました。

私は県内の県立施設、公共施設、宝がいっぱいあると思っております。今回の例のように、博物館、美術館、図書館、文学館など、県立公共施設ともしっかりマッチングというか、連携した、戦略的な県立公共施設を押し出しつつの企画がこれからは必要ではないかと考えます。生き生きとした企画があれば観光客も見えてしょうし、県民もまた足を運ぶ。教育委員会とぜひタッグを組んでの県内公共施設をもっと打ち出した、花子放映後の施策というものを考えていただきたいと思っております。

仲田観光企画・ブランド推進課長

まさしく博物館、美術館につきましては、山梨県の財産だと考えておりまして、そもそも観光、国の光を観に来るといえるのは、その地域の文化とか歴史とか自然環境を見に来る。それを展示してあるのが博物館であるというふうな考えのもと、私どもとしていろいろなキャンペーンでPRをさせていただくことを含めて、活用しているところがございますが、宿泊者が宿泊チケットを持っていきますと、個人であっても団体割引にする制度とか、そういうものが大体2万人ぐらい活用をされているので、新たなそういうふうな企画を教育委員会と一緒に考えていければというふうなことを思っております。

(「花子とアン」の観光政策について)

飯島委員

6月25日の本会議代表質問で、我がフォーラム未来の樋口代表の代表質問に、知事がこの件に関してかなり前向きに御答弁していただいておりますから、もう少し具体的にお伺いしたいということでお願いしたいと思います。

先ほど、仁ノ平委員から村岡花子展が過去最高のレベルの集客という話がありました。昨日終了したということですのでけれども、この件に関して知事は今後、村岡花子の特別コーナーを設けるといえることもおっしゃっていたかと思っておりますが、

それに関して具体的にどのようにコーナーを設けて、どのぐらいの期間を考えているかまずお伺いしたいと思います。

仲田観光企画・ブランド推進課長

村岡花子展終了後の文学館の展示につきましては、7月19日から8月24日まで、現在展示していますものの中でどうしても返さなければいけないものがありますので、それをお返しして、企画展示の3分の1ぐらいのスペースになりますけれども、新たに非常に人気があります柳原白蓮、蓮子の作品も並べながら継続して実施してまいりたいと考えております。

飯島委員

7月18日がオープニングになるんですけれども、7月19日から生誕200周年のミレー展が県立美術館で始まるという御案内をいただきまして、承知しているんですけれども、例えば、ミレーといえば山梨県立美術館、山梨県立美術館といえばミレーと、もう認識ができていると思うんですが、例えば県立美術館ではミレーだけ文学館では花子だというふうなことになるれば、相乗効果ができていいかなと思うんですが、その辺に関して伺います。

仲田観光企画・ブランド推進課長

村岡花子展については昨日終了いたしまして、3万5,000人の方々にお越しいただいております。これは個人の作家としては過去最高になりまして、やはり注目度が格段に違う。次が、芥川龍之介が1万人台でございますので、山梨県の関係者としては圧倒的に、NHKの放映もありましたけれども、認知度が高まったということで、その村岡花子さんの活用につきまして今後考えてまいりたいと思っております。

飯島委員

ぜひ、旬の話題でありますから、それを、先ほど仁ノ平委員もおっしゃいましたけれども、継続して今後に生かしていただきたいということで取り組んでいたきたいと思います。

樋口代表の代表質問の中で、甲府のJRの発着メロディーに若者に人気のある絢香さんが歌っているテーマ曲をという提案がありました。これは実は私どもが過日、千葉県内に視察に伺ったときに、たまたま電車で移動したときに、高田馬場の駅で鉄腕アトムが流れたんですね。あと、JR中央線の小金井駅はもう何十年も前から「さくらさくら」が流れているんですね。小金井公園が桜の名所ということがバックにあると思うんですけれども、あと、京浜線の蒲田駅では「蒲田行進曲」が流れるとか、そういったアピールをして、例えば観光みたいな部分もありますけれども、視覚障害者が電車に乗っていて「ああ、小金井に着いたんだな」とか「蒲田に着いたんだな」ということの効果もあるわけありますから、知事も提案理由説明で、今後はJRグループの全国1,500の駅に掲示する観光ポスターで「花子とアン」の番組のロケ地となった八ヶ岳を紹介するなど、夏の観光シーズンに向けて積極的な情報発信に努めてまいりますというふうにおっしゃっています。JRにポスターのこういう話をするわけですから、ぜひ発着メロディーもお願いしますということも、もちろん交渉相手がいるわけで、なかなかすぐというふうにはいかないかもしれませんが、先ほどの例もありますように、高田馬場もやっている、小金井も蒲田もやっているとありますから、ぜひこの機会を捉えて、「花子とアン」を甲府駅の発着のメロディーにすることが甲府の玄関口の駅に着いたときに、私は最高の観光客に対するおもてなしであると考えますが、いかがでしょうか。

仲田観光企画・ブランド推進課長

委員おっしゃるとおり相手があることでございますけれども、それとなくJRの関係者にお話を伺ったところ、確かにいろいろな駅で御当地ソングとかいろいろなものがあります。これにつきましては、逆に、今、目の御不自由な方にとって、一時ブームだからといってそのメロディーを変えることが非常に危険であるということで、やるのであればまちづくりの一環として長期にわたってやるというふうなことの逆の提案を受けました。

たまたま最近では6月の14日に横浜線の淵野辺駅で、あそこはJAXA、宇宙開発機構のキャンパスがありまして、その関係ではやぶさをイメージした「銀河鉄道999」の発着のベルになったというふうなことも伺っていますので、今後、長期的に甲府がどういうふうなまちづくりをしていくかという点も含めて、一緒になって考えてみたいと思います。

飯島委員

ぜひ積極的に考えていただきたいと思っております。

最後に、また知事のとても期待したい答弁の中で、「花子とアン」のセットが甲府の上帯那にありますよね。その移築について検討するというふうにおっしゃった答弁がありました。それはどういうふうにお考えで、どんな方向なのかなという質問をするのと、例えば、藤村記念館が、武田神社前にあったのを北口のよっちゃばれ広場に移したのですけれども、甲州夢小路が今できていますから、あの辺にその花子の生家のセットを移築してはどうかなということも思うんですけれども、それについてのお考えをお願いします。

仲田観光企画・ブランド推進課長

生家のロケセットの移築につきましては、NHKのロケがもしかしたらもう一度あるかもしれないということで、なかなか交渉は進められないところでございますが、現状のところは場所をお教えして観光地にするというのは非常に難しい場所でございますので、移築についてNHK、甲府市、あるいは「花子とアン」推進委員会のメンバーの方々と議論してまいりたいと考えております。

(富士山登山者への携帯トイレの配布について)

渡辺委員

先ごろ、携帯トイレの話が出ました。私もいい話だなというような思いでしたんですけれども、何人かの女性の方から、どうやって使うんですかという話を聞いたときに、男性と女性の目線は違うんだなとびっくりしましたけれども、その辺については心配はないんですか。どのような使い方ができるのか教えてもらいたいと思います。

荒井観光資源課長 富士山の登山期間の山頂トイレがあいていないところも、今回、県の方で携帯トイレを用意してお配りするということを考えておりますけれども、その携帯トイレはポンチョと言ったら何ですけれども、上から下を隠すようなカバーがついていて、それをつけていただいて用を足していただくということになっておりまして、ものがあればいいんですけれども、男性、女性が同じような形で使うこととなります。

渡辺委員

周囲に人がいるところで使うというケースがあるかと思えますし、非常に抵抗があるんじゃないかと思えます。そうした中で女性の方から、できるだけ山頂のトイレを使えるような努力をしていただければというお話がありましたけれども、その辺の取り組みについてはどのように考えていますか。

荒井観光資源課長 山頂のトイレがあかない時期というのがありまして、それは静岡県側の登山道があいていない。というのは、山頂のトイレが、吉田口から登っていったトイレは静岡県側の山小屋というか、お土産屋さんが共同で設置したトイレでございまして、静岡県側はそこまで雪をかかないから、荷揚げ等が非常に難しいということで、7月10日まで難しいだろうということをやっているんですけども、一方で山梨側は7月、あしたから開始ということで、ここの期間が違う、その間のことをどうするかということで、先ほど申しましたように、ぜひ携帯トイレの使用ということをお願いしたいということをやっています、トイレの問題を含めましてまた静岡県と登山道のあいている期間等につきまして、引き続き協議をしているところでございます。ですが、今シーズンにつきましては、そういう形で携帯トイレという形をお願いをしたいと。

渡辺委員 携帯トイレを配ってそれでオーケーだという、そういう考え方であれば、これは余りにも情けないというか、もう少し心のこもった対応というのが必要であるということを感じましたので、ぜひ静岡県側への取り組みも力を注いでもらって、施設のトイレを使えるような体制を何とかお願いしたいなと思います。その辺の取り組みをまずお願いしておきます。

(オリンピックの事前合宿の誘致について)

昨年的一般質問で私もこの問題についてやりましたけれども、オリンピックの事前合宿ということで、観光部にとりましても大きな期待を持って取り組んでいると思いますが、現在の進捗状況というか、現状の状況について教えてもらえますか。

仲田観光企画・ブランド推進課長

オリンピック関連の合宿等の誘致につきましては、教育委員会が主管となりまして、各関連する協議団体と調整しているところだというふうなことは伺っております。私ども観光部といたしましては、その際にふえる外国人旅行者をどういうふうに安全で安心してお迎えできるかというふうな計画をつくってまいるということになっております。

渡辺委員

教育委員会で取り組むのは当然わかっていますが、観光部としては非常に関心の高い問題ですので、連携を密にして、現在どのように進んでいるのか把握はしていないということですか。

仲田観光企画・ブランド推進課長

把握していないわけではございませんで、県全体として知事政策局で推進本部を立ち上げまして、合宿の誘致部会が教育委員会、私どもは観光の戦略部会という形の中で、当然、合宿の誘致が決まりますと、観光客がふえますので、そういう中で一緒になって取り組んでいるというところでございます。

渡辺委員

現実に誘致の状況を聞きたいわけですが、事前合宿ということであれば、もう3年、4年後ぐらいには実際に入って、県下でもそうした動きが民間では行われているわけですが、そうした動きはどのぐらいあるのか、見込みがどうなのか、観光部で把握しているところってないですか。

仲田観光企画・ブランド推進課長

当然、富士河口湖町が新しい施設をつくって誘致をしていると。あるいはカヌ

一の競技団体が河口湖でカーヌーをやる。それから、県の馬術協会につきましては、小淵沢のセンターで誘致を考えていると。それから、これは民間の施設でございますが、ホッケー会場につきましては山梨学院大学とか、南アルプス市等で考えているというふうなところは承知しております。

渡辺委員

いい材料がいっぱいあるじゃないですか。頑張ってください。

(冬の観光対策について)

通年観光というところからいきまして、文化遺産に登録された。冬のイベントはどうするのか。これがやっぱり富士山観光の今日的な問題だと思います。さっぽろ雪まつりは200万人からの人を集めているわけですが、先ほどもタイの観光の話がありました。東南アジアの方々をお迎えするのに雪だとか氷だとか、非常にいい資源があるわけですが、富士山の雪を利用したとか、そういうようなことの観光誘致、こうしたこと考え方はありますか。どんなようなことを考えているか教えてください。

仲田観光企画・ブランド推進課長

当然、委員おっしゃるとおり、冬の観光が山梨県で最大のネックになっております。ピークの8月に比べまして3分の1ほどの、宿泊者、旅行者がいない状況ですので、こちらをどういうふうに埋めていくかということで、当然、外国人旅行者が雪に関して集まるという状況も承知しております。

富士五湖観光連盟の取り組みで、この冬は河口湖畔に大きな雪遊びの場所を設けましたけれども、実施したときには非常に好天で、暑くて溶けてしまって、その後、大雪になってしまったという、ちょっと皮肉な状況ですが、このような取り組みをして、できるだけ年間を通した観光客の誘致を図ってまいりたいと考えております。

渡辺委員

通年観光の中で、先ほど申し上げましたとおり、冬のイベントというのは山梨の観光にとりましては大変重要な位置を占めているかと思っております。2月23日は富士山の記念の日になっておりますけれども、その辺について、部長のお考えがありましたら伺いたいと思っておりますが、どうですか。

望月観光部長

通年ということですが、山梨県、狭い中でも、まだまだ広うございます。やっぱり周遊観光ということで、ぜひ県内、いろいろな資源がございますので、二次交通も含めまして整備をしましてしっかり県内を回ってもらえるような格好で通年観光も図っていきたいと考えております。

主な質疑等 農政部

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(農業施設復旧対策事業費補助金について)

杉山副委員長 過日の豪雪、大きな被害があったわけですが、中でも農業に対する被害、これは御案内のとおりだと思います。そのためにも県はいろいろな支援策、あるいは大きな補正を組んで、何とかその影響を最小限に食い止めようと、そういうことだと思います。そういう中で、その被害の大きさということで言いますと、ハウスだと思うんですね。そのハウスが今回のいろいろな支援策等々でどのぐらいの割合で再建されるのかということはおわかりになりますか。

西野農業技術課長 今回の災害の内容を調査するに当たりまして、国の補助事業の申し込みを各地域でしまして、ほぼ全戸の農家から調査表をいただきまして、それを集計しましたところ、ハウスの場合、被災した面積がおおむね200ヘクタール弱、この事業で再建をしたいと希望している農家のハウスの面積は155ヘクタールで、率にしますとおおむね8割程度が再建をしたいと希望しているということでございます。

杉山副委員長 8割の方が再建したいとお答えになったわけで、それも県のいろいろな支援策等々の成果だというふうに思うわけですが、いずれにしても8割の方が再建しようとしているわけで、多数の大きなハウスになるわけですね。そういう数を施工業者が再建するわけで、再建しようとするハウスに対して施工業者等についての準備はできているのかどうかお伺いいたします。

西野農業技術課長 施工する業者は県内に約7社あるのですけれども、その7社から聞き取りを行いました。ふだんの年の施工能力は面積にしますと全社合わせて、おおむね20から30ヘクタールぐらいというふうな回答でございました。こういう状態の施工能力ということでは足りませんので、今回の雪害に対しまして資材の調達も含めて人の確保などをして施工能力の向上を今まで以上に図りたいということでございます。県としても協力していきたいという状況でございます。

杉山副委員長 再建しようとするのが155ヘクタールで、施工する業者が合わせて20から30ヘクタールということになるわけですね。そうすると、今年度中に再建しようとしたところもできないということも当然出てくるわけですが、そういったところの対応はできているんでしょうか。

西野農業技術課長 再建に向けては事業の性格上、原則平成26年度内ということで国のほうは言っておりますけれども、ただ、今そういう実情があるということで、国のほうもそういう実情を聞く中で対応を考えてまいりたいというお話を聞いております。いずれにしても、本県の実情をよく伝えて、再建の年数を平成26年度内にできない分については、複数年でできるようにお願いしていきたいと。もう一方は、先ほど言いましたように、ハウスの施工業者の施工能力を高めることも一方でしっかりやっていきたいと思っております。業者に人材の確保の部分も含め

てどうするか、県のほうの協力も考えながら、さらには業者でなくて地域の方々がみずから、グループをつくってやっている例もございます。そういうようなものを高めながら、原則頑張っ年度内にやると。やむを得ないものについては国にお願いをして複数年でということを考えております。

杉山副委員長 農業をされている方にとっては、やっぱり1日も早くというのが願いだと思えます。そういう意味では、県の事情もあるかと思えますけれども、できる限り早く、速やかに再建に努力をさせていただきますようお願いをして質問を終わります。

(農業施設復旧対策事業費補助金について)

飯島委員 いろいろな被災者に話を聞きますと、正直言って、期待以上の補助制度というか、そういうのをつくってもらったという意見がとても多くて、それはよかったですなと思っています。ただ、それをいかに、杉山委員がおっしゃったように、スピード感を持って実施するというか、あとは繰り返しになって申しわけないんですけど、西野課長にもおっしゃっていただきましたけれども、複数年で対応できるかというのがポイントじゃないのかなと思いますが、具体的に農の5ページ、農業施設復旧対策事業費補助金についてお伺いをしたいと思います。この107億935万4,000円、この数字の根拠というか、積み上げの方法は。

西野農業技術課長 この数字は各市町村から要望額を集めて、それを合計したものであるということですが、各市町村では4月にJA等を通じまして、全ての被災農業者の再建面積だとか再建規模の調査を実施いたしました。その事業量だとか要望額を集計したものでございます。この内容につきましては、国のほうに報告してあります。

飯島委員 国にも要望額を報告したというお話でありましたが、交付申請など、補助金の交付手続きの現状、それから今後のスケジュールはどういうふうになりますか。

西野農業技術課長 現在、国のほうに事業の要望として出してあるということですが、その要望の内容を再建する件数1件ごとに根拠を提出できるものをしていき、それを現在、国とチェックをしているというような状況でございます。それが終わりますと、その金額等を確認したところで、順次、予算の配分通知というのがこれから出てくるわけですが、何段階かで出してありまして、早いものにつきましては第1回目の配分が行われますけれども、それが早ければ7月中にも行われる予定だというふうに聞いております。この配分通知が出された後は、市町村から県、県から国へ計画の承認だとか補助金の交付申請といった事業につながっていくということでございます。

飯島委員 被災者1件1件について丁寧にやられているということですので、最初に申し上げた、決定したことをスピード感を持ってやっていただきたいと思いますが、再度お願いしたいと思います。

先ほども被災者からヒアリングを受けて補助金が予想以上にということと、もう一つ、実際の事務手続きですが、補助金の交付手続きが行われる申請書の書き方とか、なかなかやはり農業従事者はそういう書類処理の仕方になれていないというか、すぐにぴんと来ないとかということが困ったよという話が多く聞かれたんですけども、この件に関してお聞きになっているかどうか、また、どんなように対応しているのかお伺いしたいと思います。

西野農業技術課長 今現在の要望全体を取りまとめるときにも、県、出先機関の農務事務所、市町村、JAなどが連携して被災者1件1件から聞き取る形で調査をまとめました。今後、先ほど言った補助金の事務手続きにつきましても、同様に市町村、JA等々と県が連携しながら、申請書の作成についてもわからないところにつきましても指導しながら、サポートしながら、国ともそのサポートの状況なども連携をとりながら、連絡をとりながら、やり方については協議して進めていきたいと思っております。

飯島委員 最大限の取り組みをしているということで、最後に知事の説明で、「豪雪により被害を受けた他の県とも連携して再建資材や人員を確保するとともに、複数年での再建を可能とするよう国に対して強く要望したところであり、引き続き農業者に対する継続的な支援が実現するよう全力を挙げてまいります」とおっしゃっています。そのとおり課長もおっしゃっていただいていると思います。緊急対策でありますので、繰り越しとか来年、再来年もというのはなかなか難しいのはよく承知しておりますけれども、ぜひ、知事もおっしゃっているように、本県だけではなく、ほかの他府県もこういう被害に遭っている。言うなれば日本全国的な問題と言っても過言ではないということでもありますので、確認・措置、いろいろあると思っておりますけれども、その辺を要望して質問を終わりたいと思っております。

西野農業技術課長 さっき話がございましたように、特に関東の被害が大きかった県と一緒に6月2日に知事も行って再度の要望をしてみました。各県同様の悩みを持っているということもございますので、連携しながら、できない場合は数年の対応もぜひ考えていくようお願いしたいと思っております。

(農業施設復旧対策事業費補助金について)

永井委員 先ほど飯島委員もおっしゃっていましたが、被災された農家の方は、ふだん農機具を買うとか、JAに何かを相談するとかという部分の中でJAと相談をしていると思うんですけれども、こういった形の豪雪被害の中で、やっぱり手続きをするということに関して、当然お金が出るわけですから厳密な手続きが必要だということはよく承知をしているんですけれども、今の課長のお答えの中でJAと国と協力をして指導をしていく、県も協力して指導をしているということだったんですけれども、相談窓口みたいなものはどこかに設けたりしているのか、もしくは設けていないのだったら設ける予定があるのかどうか、その辺を伺えますか。

西野農業技術課長 先ほど言いましたが、相談の窓口というのは前年度のうちに各農務事務所に設置しております。何かあればそこに相談をしてもらうというふうには知らしめてもございました。施設を再建する事業につきましても、取りまとめは市町村ということで、市町村独自でも窓口を設けてございますけれども、市町村とJAが連携をしてきめ細かく、わからないことはサポートしていきたいと思っております。

永井委員 もう1点なんですけれども、先ほど杉山委員の質問の中で業者の話が出てきたのですが、7社、県内で再建をする会社があるということなんですけれども、この補助内容とか、その補助をどうするかというところで、これはある業者の方からちょっと伺ったんですけれども、つぶさないで再建は当然できないわけで、つぶすためには当然その費用もかかるわけで、それをつぶしちゃった後の、各委員から出たように、スピーディーな対応という部分の中で、いつごろそのお金が入ってくるのかというようなことを結構質問があったりもするんですけれども、そ

ういう業者に対して今回のことに関して県が相談に乗るようなところは、それはどこにあるのかということをお伺いします。

西野農業技術課長 業者につきましても、6月12日だったと思うんですけども、一度集まっていたかきまして、事業の中身だとか事務の説明もさせていただいております。その後、何かあれば私どもの方へ聞いてきてくださいということできり情報がやりとりできるような形はつくっております。さらにもっと細かいところであるいり相談があれば、何回か集まってそういう検討、相談をする場を設けていきたいと考えております。

永井委員 対応は各市町村だと思っておりますけれども、この補助の事業というのはやっぱり広域的で画一的にやっている部分です。今、課長がおっしゃられたように、ぜひ、どこに聞けばいいのかっていうような問い合わせもあつたりしますので、ことあるごとにきめ細かい情報の案内のPRみたいなものもあわせてしていただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（果物の輸出促進について）

望月委員 まず山梨の果物の輸出の促進についてお伺いいたしますが、初めに昨年の県産果樹の輸出状況を示していただけますか。

丹澤農産物販売戦略室長

昨年度の輸出額につきましては、総額で3億5,700万円、主な輸出先は台湾、香港でございます。また、輸出額の約7割、2億4,000万円が桃という状況でございます。

望月委員 今回の答弁の中で約7割、桃が主体だということでございますが、当然、山梨にはブドウ、それからそのほかの果物があるわけですが、台湾で、やはり県産の桃が非常に評判がいい、おいしいということで、ただし、アメリカ産等も当然入ってまして、私も6月の会派の調査で台湾の販売店、デパートの店頭で試

食販売をPRしたり、また、パンフレットを配ったりして活動をしたのですが、その中で、日本の桃はおいしいけれども、やはり価格が1個1,000円以上する。アメリカの桃は300円ぐらい。約半値以下だと。ただし、台湾の富裕層においては日本の桃には非常に好感を持っているということでございますが、果物の流通においてこれからどのように農政部で取り組んでいくのか聞きたいと思っております。

丹澤農産物販売戦略室長

台湾につきましては、委員御指摘のとおり非常に人気がございます、昨年度の輸出額は1億1,000万円余りという状況でございます。また、今後どのように取り組んでいくかということで、現在まで行っておりますPR活動とあわせまして、台湾の桃輸出につきましては検疫もございますので、それについての対応をすぐにできるような形で対応させていただいて、台湾での桃の輸出を伸ばしていきたいと考えております。

望月委員

植物検疫の問題、過去にも山梨の桃に虫が出たということで台湾でも輸入を規制したということもありました。しかし、植物検疫の台湾での、山梨から、日本から行くものはそうですけれども、その関係において、青森のリンゴなども相当量台湾にも入って、恐らく東南アジアにも行くと思うんですけれども、山梨の桃もやはり過去に植物検疫の問題があったということで、台湾側からすると厳しいと。植物検疫のガイドライン、国が当然関与してくると思うんですけど、そこら山梨県としても強力に国の対応を求めることが必要と思います。調査のときにもJA石和、それからフルーツ山梨の常務さん、専務さんも一緒に同行して向こうの現地の状況を非常に心配して見てきたわけですけれども、やはり山梨の桃、ブドウ、そうした果物を輸出するときに、台湾以外でも海外では相当植物検疫が厳しいということでございますので、そこらの対応をどのようにこれからとっていくのかお聞かせください。

丹澤農産物販売戦略室長

台湾の植物検疫につきましては、非常に労力がかかるということで、現在、出荷団体に対しまして検査などの作業が効率的にできますよう、講習会等の機会を通じて指導とかをさせていただいております。また、昨年度は知事が台湾に参りました際に検疫当局を訪問いたしまして、検疫緩和に向けて理解を求めたところでございます。また、植物検疫につきましては、国対国の交渉事ということでなかなか難しい面もございますけれども、県としても国に対して継続的に働きかけを行う中で、この検疫緩和の方向に向けて県としてもできる取り組みをしてまいりたいと考えております。

望月委員

輸出に対しては生産農家、また山梨県農政部もそうですが、大変御苦労いただいているところでございますが、やはり植物検疫というものは、輸出に対しては、特に生ものに関しては厳しい状況にもあるし、それだけまた高品質なものを納めなければならないということで、やはり高い評価が得られると思うんですけれども、そうした中で台湾ばかりでなくて、外国へ山梨の桃、果物を輸出するときにはやはりこの検疫の状況を特に国対国、今言ったように知事に国のほうにも要請してもらおう、また、台湾の検疫所にも行って、そういうことも話をしてもらおう、実情を話してもらおう、そうした中でやはり環境づくりが非常に大事だと思うのですが、そこらの対応をお願いします。

丹澤農産物販売戦略室長

台湾の桃の検疫については非常に厳しいというお話をいただいております。そうした意味で生産者の皆さんが意欲的に取り組んでいただけますように先ほど申し上げました国への植物検疫への働きかけですとか、台湾当局の方にお伺いする中で直接要望したりというような活動を今後も引き続き進めまして、生の果実の輸出が増加していくように取り組んでまいりたいと考えております。

望月委員

青森のリンゴの話在先ほどさせてもらったのですが、台湾で聞いても、青森のリンゴは相当量輸出されているんですね。その植物検疫という問題も山梨県でも他県の状況も研究しながら、リンゴばかりじゃなくてミカンとか、そういう輸出品も相当出ているようではございますけれども、私たちが行ったときには台湾の、日本で言えば、東京の超一流の果物屋の店頭でやはり山梨の桃を扱っていただいているのですが、そこを見るとやはり青森のリンゴが相当量入っている。また、よそのミカンも入っていましたけれども、そういう他県の対応策というものも山梨県でももっと勉強していくのがいいんじゃないかと思えます。

特に、向こうの東南アジア、熱帯地方だと果物は非常に豊富でございます。先ほど言ったように桃はアメリカから入ったり、リンゴは中国のほうから来たり、いろいろな状況があります。その中でやはり勝ち抜いていくためには、そうした他県の、やはり青森のリンゴとか四国のミカンとか、輸入体制の状況を研究していくことも必要ではございますけれども、そこらをどのように取り組んでいかれるかお願いします。

丹澤農産物販売戦略室長

台湾の検疫につきましては、向こうの対象になっているガの一種、モモシクイガでございますが、これが寄生するというので、対象の品目はリンゴ、梨、桃、スモモという状況でございます。リンゴにつきましては、出荷までに冷蔵しておく期間が長いということ、桃については収穫しましたらすぐに出荷をし、輸出をするということで、そのまま虫が生きている状況で輸出される可能性がありますので、検査については厳格にしなければいけないと。リンゴにつきましては、ある程度冷蔵の期間がございますので、その辺では対応が比較的よいということはあるかと思えますけれども、基本的には桃の生産産地と連携する中でこの問題については、なるべく植物検疫が効率的にできるようなことで連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

望月委員

確かに今言われたように果物、桃はそういう意味では短い。ただし、アメリカの桃の話を聞くと、アメリカの桃は相当保存期間を持ってても熟成が遅いということで、その点、山梨の桃との違いもあるやに思うんですけど、それと1点、先ほど申し上げました価格の問題。山梨の桃は高品質ということもありますけれども、2倍から3倍近い値で売られている。1個1,000円以上で売られているということで、富裕層の人たちは台湾でも相当買っていて、私たちが行ったときも進物でやるとかで、箱で買っていった人たちもいますけど、台湾や他の外国を見ても富裕層の人を対象だけではなく、中、またはその下のそういった人たちの、やはり一般的な食物として山梨の桃もまた試されていく、そういうことが非常にこれから望まれてくると思うんですけども、そういうことも踏まえながら台湾に限らず、東南アジアはこれから大事な取引先になってくるんじゃないかと思えます。ひとつ強く、知事がまた国にも対応を求めながら、植物検疫とか、また生産者の皆さんにできる限り人件費、工賃、経費を抜いて安く納められるような、そして高品質のものを輸出していくということが、山梨の桃のこれからの先行き伸

びていくのではないかとと思いますが、ひとつお願いいたします。

それから、先ほども話に出ました、タイで知事がトップセールスを行うということで、3部合同でということですが、3泊4日という話が出ていて、これに対してどのような内容で、山梨県としての将来に向けてタイへのトップセールスの中で訴えていくのか聞きたいと思います。山里部長、ひとつお願いします。

山里農政部長

本年、タイにトップセールスを予定してございます。これは先ほど御指摘がございましたように、観光部のトップセールスとあわせて農政部のトップセールスも合同で実施する予定でございます。内容でございますけれども、現在予定しておりますのが果物のPRに関してでございますが、バンコク市内の有名百貨店において山梨のフルーツフェア、富士の国やまなしフルーツフェアというものを開催する予定でございます。この中ではタイの日本大使館のほうに協力もいただきまして、フルーツフェアを有名百貨店で開催する予定でございます。また、タイの現地の輸出入業者ですとか、販売事業者を訪問しまして、販売促進活動を実施していく予定でございます。いずれにしても、委員御指摘のように果物の輸出は本件の農業の振興という意味では非常に重要な分野でございます。将来の国内市場の人口の減少などといった状況を見ますと、縮小していくという声も根強くございますので、そういった山梨県の農産物の市場を開拓していくということが非常に重要でございますので、現在、国におきましても成長戦略の一つとして輸出促進ということがございます。ほかの産地との連携ということも視野に入れながら、国の輸出戦略をしっかりと動向を捉えながら、本県における果物を中心としました農産物の輸出促進にしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

望月委員

今、山里部長のお話がありましたが、山梨県の果樹、輸出のための基礎となる台湾とかタイ、一つの大きな重点地区だと思っておりますので、できれば大使館を大いに活用しながら、現地の業者、日本から行っている業者とかそういうところもありますので、ぜひよろしくお願いたします。

(やまなし有機の郷について)

仁ノ平委員

やまなし有機の郷の取り組みについて何点か伺いたいと思います。ことしでの取り組み、3年目でしょうか、いよいよ大事な年に入ってきたと思うのですが、今年度は共同出荷の体制づくりがその目玉というか重点というか、予算がたくさん組まれているように承知しております。いよいよ7月になります。果菜類を初めとする夏野菜の出荷の時期になってきましたが、この有機農産物の共同出荷体制づくりの進捗状況についてまず伺います。

西野農業技術課長

有機農産物の販売を促進するということで、共同出荷のシミュレーション事業という調査事業をことし予算化しております。進捗状況ということでございますけれども、その調査を実施してもらおう機関を公募いたしました。5月に公募したのですが、その委託先が決まりまして、そこと具体的な打ち合わせを今やっております。集める品目や量とか販売先等々の打ち合わせを今やっております。

仁ノ平委員

大体いつごろから出荷が始まりますか。

西野農業技術課長

できれば7月中ぐらいに出荷を始めたいと思っております。

仁ノ平委員 有機農業者の手間ひまがかかっている、労苦の結晶の生産物ですので、適正なる価格設定を望みますが、価格設定についてはどのようにお考えか。

西野農業技術課長 有機農産物につきましては手間もかかりますし、生産量も若干少ないというようなことでもありますので、農家の手間を考えれば、販売価格につきましては、通常よりも1割増ぐらいの値段でまず様子を見たいというふうに考えております。

仁ノ平委員 出荷先についてですが、私は県内を第一に考えていただきたいと思いますが、どういう状況ですか。

西野農業技術課長 打ち合わせの中で決めていくわけですが、県内に限らず、県外の量販店も含めて、いろいろなところを想定しております。

仁ノ平委員 県内外にというだけの生産量はあるんですか。

西野農業技術課長 シミュレーション事業でございますので、継続的にある一定の量を出してということですので、今のところ1日の量として200キロぐらいを想定していますので、それがどれぐらい集まるかということも含めて、まず受ける量販店側との交渉もしながら、もちろん量が少なくてもいいという地元の小売店についても対象には考えていきたいと思えます。

仁ノ平委員 いよいよ共同出荷が始まるということで、私は生産物とともにぜひやまなし有機の郷というロゴということですか、山梨ではこういうことには力を入れているんだぞという戦略とともに、山梨のことをともにPRするものであっていただきたいと思っているんですが、やまなし有機の郷の農産物、そのPRについてはどのようにお考えでしょうか。

西野農業技術課長 生産者にはいろいろな方がおりますので、話し合いの中でどういう形で統一ができるのか、というところからしっかり検討をしていく必要があるかと思えます。その結果、共同でPRした方が当然、PR効果も高いというふうなこともございます。そういう合意が形成されればやり方もそんなふうにしてできればと思えますけれども、まだ検討段階ということでございます。

仁ノ平委員 ぜひ、富士の国やまなし、有機の郷やまなしと売り込んでいただきたいと思っています。

来月末から早ければもう始まるということですが、いつまで出荷は続きますか。

西野農業技術課長 事業の中ではおおむね4カ月を予定しておりまして、10月いっぱいぐらいかなというふうに想定しております。

仁ノ平委員 ことはシミュレーションで、初年度であるということでしたし方ないなと思うのですが、ぜひ単年度で終わることなく継続していただきたい。出荷量もふやしていただきたい。生産者への呼びかけもしていただきたい。その上でぜひ4カ月と言わずに、丸々1周年は無理でしょうけど、タッグを組めば、現在は山麓での生産者が多いと思うんですが、低地の有機農産物の生産者も巻き込めば周年出荷ということもできると思うんですね。冬の間もニンジン、大根、サトイモ、カブ、それと初冬のころはレタスも可能ですし、ぜひ、ことはシミュレーショ

ンであっても、たくさんの生産者を巻き込んで、また、有機農業者をふやして、周年出荷に向けての努力をしていただきたいと思います。いかがでしょう。

西野農業技術課長 先ほど言いましたシミュレーション事業につきましては、調査の取りまとめ等もごさいますので、期間をおおむね4カ月ということにさせていただきましたが、今後は事業の成果も生かしながら、実際に共同出荷を、成果を生かしながら実践していく段階になりましたら、周年出荷も視野に入れながら体制づくりをしっかりと関係者と検討していきたいというふうに思います。

(雪害対策のマニュアルづくりについて)

樋口委員 本会議でも質問させていただいて、いい御回答をいただきました。史上最大の豪雪に耐えたハウスや棚の所有者に聞き取りして、マニュアル化して次に備えるということでもありますけれども、まさに今回の雪に耐えられれば、本当に怖いものはないという気もするのですけれども、詳しく教えていただきたいと思います。どういう調査をしながら、このマニュアルを作成していくのでしょうか。

西野農業技術課長 雪害の対策のマニュアルということでございますけれども、これにつきましては、試験研究機関でございます総合農業技術センターと果樹試験場のほうで実際雪害に耐えたといいますか、つぶれなかったハウスの実態と構造とか、あとはどんな管理をしたかというようなことを聞き取りながら、こういう対応をすれば雪に強いというようなことを盛り込んだマニュアルにしていきたいと思っております。

樋口委員 もう既に調査に入っているのでしょうか。

西野農業技術課長 調査はおおむね5月いっぱい、聞き取りやペーパーで配って調査もして、一通り終わっております。今、取りまとめの作業に入っております。

樋口委員 被害に遭われた方々の支援を、復旧復興に努めながらしていただいたことは非常にありがたいことで、ぜひもっともっとアピールをしていただきたいと思います。そして、全体的な防災対策、防災計画について、台風シーズン、災害シーズンまでの9月ごろをめどに見直しを図り、今回の教訓を盛り込んでいくということでもありますけれども、このマニュアルはやっぱりそういったような時期、次のサイクルに間に合わせるんじゃないかなというふうに思いますが、どのぐらいをめどにつくっていくんですか。

西野農業技術課長 調査が一通り終わって、まとめの作業ということで、できる限り早くしたいと思っております。実際、農家の方がそれを見ながら勉強するというようなところは秋以降が本格化すると思っておりますけれども、そこまで調査も済んでおりますので、できれば7月中ぐらいには取りまとめて発表していきたいと思っております。

樋口委員 せっかく忙しい思いをして丁寧に作業が進んでいるわけですから、ぜひ実りの多い事業といいますか、作業をしていただきたいと思いますけれども、今回の本会議での代表質問での質問づくりの中で、それだけではなく、担い手対策にもなるんでしょうけれども、技術的なものの継承についてもハウスやブドウ棚を御自身たちがつくっていくことについても、少し事欠いてきたというようなところも調べていく中でいろいろな声を聞いてきました。できればそちらの方面にもさらに膨らませて、担当課が違つかもしれませんが、どうせつくるな

らば雪に絶対負けないものをつくりたい、あるいはどうせつくるならば若手農家を巻き込んで、そういったものを継承していくことが一石二鳥といたしますか、していった方がより効率的ですし、自然災害に負けない産地づくりにつながるんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

西野農業技術課長 地域ではそういう技術を継承しているグループというのもあるんですけども、高齢化等のために減ってきているのも現状でございます。マニュアルができ上がった後に、そういう地域の方々に呼びかけてこのマニュアルを使って果樹試験場の技術普及部が中心になりながら、特に秋以降、農閑期になると思いますけれども、勉強会、研修会等を開いて、災害に強い、しかも技術を継承できるような対応をしていきたいと考えております。

樋口委員 私たちも全面的に産地あるいは、フルーツ王国である本県の農家、果樹農業を応援してきているつもりですし、ほかの業種の産業の人たちも農業ばかりいいじゃないかという声もありながらも、桃、ブドウ、スモモは日本一だというステータスを共有しているわけですから、ぜひこれからもその進捗状況といたしますか、アピールをしてほしい。こうやってきてこうなっているから次は大丈夫だよと。また雪が降ったり、雨が降ったらだめになっちゃったじゃなくて、こういうことをやりました、ご安心くださいというような意味合いも含めてアピールをしていただきたいと思いますけれども、最後、そこをお聞きしたいと思います。

西野農業技術課長 研修をしながら、その成果も大いに出すことによって、さらにそれが普及するということとなりますので、進捗状況あるいは成果、もろもろのものを広く知らしめる努力をしていきたいと思っております。

樋口委員 ですから、マニュアルを広く配布したり、勉強会したり、学習会したり、現地実習会したりということをしたら、ぜひ県民にやっていますよということをおアピールしていただきたい。

西野農業技術課長 ぜひそういうことでアピールを一生懸命したいと思います。

(新規就農者及び農業の企業参入について)

飯島委員 新規農業者数が着実に増加しているというふうに向っています。まず具体的に自営就農者数、あるいは雇用就農者数をお伺いしたいと思います。

土屋担い手対策室長 平成25年度の新規就農者数は248人でございます。ここ3年は200人を超えております。このうち、自身で経営を開始いたします自営就農者数は132人、企業や農業生産法人等に就職した新規雇用就農者数は116人でございます。

飯島委員 ここ3年、200人以上ということに着実に増加しているのかなというふうに思います。実績がわかりました。企業参入の増加を背景に新規雇用就農者がふえていると伺っていますが、そういう傾向というのはここに来て特徴的にあらわれたのか、それともそういう傾向が長々あって、これからも続くのか、その状況と、新規雇用就農と新規自営就農、それぞれの今の傾向と特徴、これをどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

土屋担い手対策室長 新規雇用就農者につきましては、平成16年度以降、年々増加をしております。これは就農を希望する方の数そのものが増加しているということに加えまして、委員御指摘のとおり、企業の農業参入により就農希望者の受け皿が増加したことなどが要因ではないかと考えております。新規自営就農者につきましても、年次により多少変動はございますが、おおむね増加傾向でございます。このうち非農家の方が新たに農業経営を開始いたします新規参入者の方が、増加傾向でございます。これは自然志向などで人々のライフスタイルが変化したということや、近年の雇用環境の影響で職業として農業を選択する方がふえていることなどが原因ではないかと考えております。

飯島委員 もろもろの原因がある。雇用の状況ですとか農業に対する、最近山ガールじゃなくて農業ガールですか、そんな言葉もあるぐらいですから、そんな傾向があるということですけども、平成25年度における企業の参入の実態というのはどうなんでしょうか。

土屋担い手対策室長 平成25年度の企業の参入数は12社でございます。

飯島委員 これまでの累積は。

土屋担い手対策室長 これまでの累積では88の企業が本県に参入をしております。

飯島委員 いわゆるものづくり関係の企業が撤退という中で、逆にこういった農業関係の企業がふえているのはとてもいい傾向だなと思うわけです。また、こういう企業の参入は、農業の資機材販売や雇用の創出にももちろんメリットがあるのですけれども、いわゆる耕作放棄地が解消されるというか、少なくなるというふうなことも考えられると思いますけれども、そういった実績は今まであるんでしょうか。

土屋担い手対策室長 先ほど申し上げました参入企業が88社ございまして、そちらの企業全ての農地の利用状況をタイムリーに捉えるということは、なかなか難しい状況でございますけれども、参入時に計画ということで頂戴いたしているものを集計いたしますと、参入した企業88社で営農の面積は合計で158.4ヘクタール、うち耕作放棄地を81.6ヘクタール利用するという計画を御提出いただいております。ちなみに、昨年度参入いたしました12社につきましては、営農面積が37.6ヘクタール、そのうち27.1ヘクタールが耕作放棄地ということになっておりまして、年々、参入企業の経営規模が大きくなっておりますので、農地の利用面積も拡大をしているというふうな状況でございます。

飯島委員 耕作放棄地解消にもいいということでありますので、さらに御努力いただきたいというふうに思います。農業に適している、あるいは農業の作物というか農産物によって地域はいろいろ違うんですけども、企業参入の傾向というのは地域的な特徴があるのか、それとも全県的に満遍なくふえているのか、現状どうなんでしょうか。

土屋担い手対策室長 現状を申し上げますと、参入市としては北杜市が非常に多くなっております。これはまず、まとまった農地があるということ、それから、近年、参入する企業の多くがトマトを栽培したいという意向が強ございます。そういったことからトマトの栽培に適した冷涼な気候が得られるということで、北杜市が多くなっております。しかし、耕作放棄地の発生は全県下の問題でございますので、私

どもとすれば今後は参入を希望する企業のニーズを的確に捉えながら、県下全域に企業参入を誘導していければと考えております。

飯島委員

ぜひ全県的な取り組みもしていただきたいというふうに思います。
山梨はやはり果樹ですから、果樹経営の新規就農者はどうかということもやはり一番気になる場所なんですけれども、果樹経営の自営就農、雇用就農はどんな現状なんですか。

土屋担い手対策室長 昨年度、果樹につきまして新規自営就農者は71人、自営就農者全体で132人ございましたが、そのうちの53.8%が果樹でございます。一方、法人等への雇用就農者のうち果樹は45人、これは雇用就農者全体116人の38.8%に当たります。

飯島委員

こういう数字は今後変わるとは思うんですけれども、この数字を現状どういうふうに把握していて、将来的に中長期的にどういうふうな指導していて、頑張るのかという目標がありましたら伺いたいと思います。

土屋担い手対策室長 作物別に見ますと、本県の農業形態は、5割以上が果樹ということでございますので、新規の自分で就農される方が5割を超えるという数値は妥当なところだかと考えております。一方、雇用就農、これは先ほど申しました参入企業を含め60社への雇用数ですが、先ほど果樹45人とお答えいたしましたけれども、次いで野菜42人と非常に高い割合になっています。野菜の経営体の占める割合は2割弱でございますから、そうしたことを考えますと、非常に雇用就農の割合が高くなっていると。これは先ほどから説明させていただいております企業の参入がふえていること、あるいは大規模な法人がふえているというようなことから、野菜の場合は雇用就農がふえているのだというふうに評価をしております。そうしたことから、今後も企業の参入を積極的に進めることで新規就農者の確保につながるのではないかと考えております。

飯島委員

農業被害はありましたけれども、逆に担い手の参入はここ3年ふえているし、果樹の山梨としても雇用あるいは自営、それぞれいい傾向にあるということでもありますので、ぜひこれからも室長には頑張っていていただいて実績を上げていただきたいと思いますので、最後に取り組みの決意を伺って質問を終わりたいと思います。

土屋担い手対策室長 新規就農者数の確保は本県農業の最重要課題であるというふうに考えております。そうしたことから、チャレンジ山梨行動計画、あるいはやまなし農業ルネサンス大綱に目標値を設定する中で、各種の施策を進めてきております。第2期のチャレンジ山梨行動計画では平成26年度に年間の就農者数を250人にするという目標を設定しております。繰り返しになりますが、各種施策を進めてきた結果、昨年度、248人ということで、もう一步というところに来ておりますので、目標達成は間違いなくと思いますけれども、気を緩めることなく目標を上回るような成果が上げられるよう努めていきたいと考えております。

(耕作放棄地について)

前島委員

今も遊休農地の話とか放棄地の話が出ましたけれども、このことについてはかなり長い間、山梨県は、全国的に見まして大変遊休農地、放棄地が多い県と言われているんですけれども、その直近の実態というのは一体どんな状況にあるのか

という点について改めて伺っておきたいと思います。最も近いデータでは、山梨県の耕作放棄地が全農地に対する割合はどのぐらいを占めているのか。そして、全国的なランクではどんな位置にあるのかという点を聞かせてもらいたいと思います。

伏見農村振興課長 荒廃地の直近の公表数でございますけれども、平成25年度については今、集計中でございます。平成24年度の数字になりますけれども、全体で6,480ヘクタールという数字になっております。全国ベースの順位につきましては、2005年のセンサスのときに長崎県に次いで第2番目という数字がございました。現在では耕作放棄地率についての公表はされておらないのですけれども、その状況は変わっていないのではないかと考えてございます。

前島委員 依然として山梨の農地の状況が深刻な状況にあるということについて、農政部としてはどのような対策を講じて、こうした問題の解消に力点を置こうとしているのかということについて総括的な見解でいいと思うんですけれども、聞かせてもらいたいと思っております。

伏見農村振興課長 耕作放棄地の解消の仕方につきましては、数々の対策があるわけですが、まずはそこを解消しなければならないということで、国のほうの再生交付金を使ってそれを解消する、あるいは土地改良事業等の国補を使って解消したりと、ハード面での対策がございまして、

本年度、農地中間管理機構が設置されましたけれども、ここが一旦耕作放棄地を借りて、それを解消して借り手に貸し出します。今までは解消すると同時に新しく耕作放棄地が発生するということもありましたが、今後は中間管理機構が主体的になって発生防止と解消していくことを考えております。

前島委員 この問題は、山梨県、中山間地域の農地が大勢を占めていると。しかも急峻な地形であると。そして、大化の改新以来の、本当に段々畑、段々水田のような状態が今もやっぱり圃場整備が進まない状況の中で進んでいるということと、それから、もう一つは、それぞれの地域の畑の状態、それから農地の状況を見ると、昔のままで出入りができない。いわゆる私たちの地域、私たちの農家の言い方で言うと、「飛行機畑」と言うんですね。車が入れない。飛行機で入らなければ入れないという、「飛行機畑」という表現をしているんだけれども、そういう農地が山つき地帯に行くにしたがってどんどん多くなっている状態なんですね。こういう問題に何とか特化して取り組まないと、全国2位なんていう、こんな不名誉な状態の解消はなかなか難しいと。

ただ、非常に将来に希望を持っている。山梨の農地は全国指折りの肥沃地であるという点は、恐らく全国のランクでは山梨の農地がトップクラスだと思います。私も農業をしておりますけれども、そういう貴重な農地の肥沃度をどう生かすかということが今、山梨の農政にとって極めて喫緊にして重要な課題だというふうに思っているんですね。その点について、やはりもう少し山梨方式に特化した、小規模な農道、3メートルとか4メートルというのでなくて、2メートル、2.5メートルというふうな、段々畑の奥まで農地をつくっていくような、そういうことに力点を置いて、こうした問題の解消を図ることができればいいなと。いつも私はみずから経営をしながらしみじみと考えているんですね。

最近、私の近所に東北のほうから青年がやってきて、あっちの畑、こっちの畑と少しずつ借りて、一生懸命やっています。桃とかプラムを。その青年の話の聞くと、どの畑も不便な畑ばかりで、「本当は、車が入っていけばもっと借りたい

んだ」と、こういうふうなお話をいつも会うたびにされるんですね。こういう問題についてもう少し、積極的な取り組みが必要ではないかと考えているんですけども、そういう取り組みについて、新たな展開を考えているかどうか、そういう点を伺いたしたいと思います。

伏見農村振興課長 そういった、小規模な畑につきましては、貸す場合にも隣近所の畦畔を崩したり、畦畔を撤去して使いやすくするとか、あるいは、今言われたような狭い道路についてちょっと拡張すれば入れるという、小規模な基盤整備につきましては、先ほど言いました農地中間管理機構が耕作放棄地を解消して、その後、もうちょっと使いやすいようにする小規模な基盤整備については、県が助成する制度を平成26年度からスタートしたところでございます。

前島委員 今取り組んでいる農地中間管理機構の現状の取り組みの状況にあわせて、今どんな状況にあるか。取り組んでいる、そういう農地にかかわる経営、あるいは個々の農家の管理に対する、いわゆる作業支援、いわゆる貸し借りの関係についての動きはどんなふうに進んでいるのかという点についても聞かせてもらいたいと思います。

伏見農村振興課長 農地中間管理機構は、この4月1日からスタートしたところでございまして、いわゆる受け手、農地を借りたい人たちという方の公募をいたしたところです。6月13日で一旦締め切りをしたところですが、95名の方から、面積にして約83ヘクタールの規模拡大をしたいという応募がございました。今これを公表して、今度はこの方たちに農地を貸し出すため、市町村等と協力いたしまして、農地の出し手の情報を収集しています。受け手の方たちとマッチングし、機構が貸し出しをしていくという状況で、今、そのマッチングを進めているところでございます。

前島委員 今、農業は大変見直されて、農業がより政治や行政の大きな焦点になっている。一つはTPPの問題もいよいよ具体化をしてくる、そして国際競争に勝ち抜かなければならない。そういう中で担い手の不足、いろいろなことを含めて、日本の農業全体を、基盤問題を含めて、規制改革会議等で抜本的な農業改革の取り組み、全ての面で大きな変革を今、やろうとしているわけですね。ちなみに山梨県の農業生産額というのは、全体の生産額の中では6、7%に過ぎないんです、総生産額の。それを何としても、これだけの山梨県の肥沃な土地、この恵まれた、山間地農業といえ、努力をすれば魅力が出てくる、この農業をせめて10%ぐらいの生産額を占める割合に上げていくという努力が今、山梨県の農業の中で大きなビジョンを掲げて取り組む必要があると思っています。そういう点で、最後は農政部長から、この今、全県民の総生産額に対して現状は6、7%の状況を何とか1割に上げる、そういう気迫を持った農業のイノベーション計画をこれだけ長く掲げているわけですから、何とか足踏みでなくて、実行成果を上げられるような方向で取り組むべきだと思っていますが、最後に御所見を聞いて終わりたいと思います。

山里農政部長 他産業との対比ということで行きますと、なかなか目標値、全体の1割以上というふうなことを掲げるのはなかなか実態として難しい。国のほうもそういった目標値を掲げてございせんけれども、ただ、委員から御指摘がございました、できるだけ地域の活性化という観点で農業生産額を上げるということは、これは非常に重要なことでございまして、我々農政部としましては農地の流動化の問題

もそうでございますけれども、また、担い手の対策、やはり人・農地問題も非常に重要でございますので、今後、山梨県の農業を支えていく人の問題、また、農地の問題、農地中間管理機構ですとか、担い手対策の新しい展開などを見捉えながら、またさらには販売戦略も成果が上がる取り組みを実施し、極力、本県農業の生産額が上がるように施策の展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

第105号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑

望月委員 今回の条例改正の中で、電気事業に附帯する事業が追加されたことについて、説明をいただいたのですが、この追加されたという点はどのような内容か。

日向企業局電気課長 本年9月に運転開始を予定しています大城川発電所は再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して売電入札する初めての発電所であるとともに、最大出力が1,000キロワットに満たないことから、私たちが今まで行っていた一般電気事業者、いわゆる東京電力さんに長期にわたって電力供給を行う卸供給事業でなくなるため、総務省の通知に従いまして、電気事業に附帯する事業に位置づける必要が生じました。また、「やまなし小水力ファスト10」、そして今後開発する発電所も同様な取り扱いにさせていただきたいと思っております。

望月委員 「やまなし小水力ファスト10」の施設全てこれに対応するということがございますが、これに対して大城川発電所などの個別名称でなく、小規模水力発電事業として表の中に載ってきたわけですが、これは何か根拠があってそうしたんですか。

日向企業局電気課長 地方公営企業法で、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項として、事業の規模に関する事項を条例で定めることとしております。大城川発電所とやまなし「小水力ファスト10」として建設する発電所は電気事業に附帯する事業であって、法定の電気事業でない上に、今までの西山発電所、野呂川発電所等の主力の発電所に比べ、最大出力がおおむね100分の1以下の設備であるため、一つ一つの設備を一人前の発電所として列挙するよりも、一括とすることのほうが事業の規模を示すことが目的とされております条例の趣旨を考えると合理的であると考えたためでございます。

望月委員 今回の答弁の中で、約100分の1の規模、大城川水力発電が49キロ、恐らく今後建設される施設の規模とそんなに変わらないかと思っておりますけれども、それを見たときに最大出力合計が1,300キロワットを超えない範囲ということで今この話の中にもありますが、この理由づけというか根拠は何ゆえか教えてもらいたい。

日向企業局電気課長 1,300キロワットの根拠ということですが、先ほど申しましたように大城川発電所が49キロ、それから「やまなし小水力ファスト10」で今後、事業計画全体で、まだ確かじゃありませんけれども、おおむね1,200キロワット程度を想定しております。それらを足して、おおむね1,300キロワットということで今回、提案をさせていただきました。

望月委員 残りの全てを含め、10カ所、1,300キロ以下ということで答弁があったんですけれども、この大城川発電所が電力をこれから売電をするわけですが、今までは固定価格で東電に、企業局の場合、東電との関係があったと思いません。これからは、今、東京都もそうですけれども、東京電力ではなく民間へも売電をするというような方針がとられているんですけど、この小水力発電の大城川

ほか10カ所がどのような売電方法かお伺いします。

日向企業局電気課長 大城川発電所の運転開始後の発電電力につきましては、売却先を先ほど言いましたように企業局として、初めて一般競争入札で決めることといたしまして、既に6月17日から公告を行っております。7月2日まで入札参加者を募集し、7月10日に売電先の電気事業者が決まる予定です。入札参加の対象者を山梨県内に電気を供給する電力会社または新電力としていますが、現在、対象事業者から多くの質問が寄せられてきております。

望月委員 今、公告したということで売電先を募っているようですが、現在、何社ぐらい来ていますか。

日向企業局電気課長 締め切りがまだですので、この場では何社ということは発言できません。決まりましたら、10日には何社応募して入札単価が幾らなのか、公表をさせていただきたいと考えております。

望月委員 ぜひ、この小水力発電、これからの電力関係で企業局も力を入れていくと思うのですけれども、ひとつ観光的な面も含めながらこの小水力の推進をぜひ強力にお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(やまなしエネルギー地産地消推進戦略について)

仁ノ平委員

まず、本会議の御答弁の中で、太陽光発電が短期目標を大幅に上回ることが見込まれるとの御答弁がありました。この御答弁で太陽光発電の状況はわかりました。これに関係してエネルギーの地産地消のロードマップ全体の進捗状況というのを伺いたいと思います。

井出エネルギー政策課長

ロードマップ全体の進捗ということでお尋ねをいただきまして、太陽光発電がロードマップの中では最も大きなウエートを占めているところでございます。その進捗につきましては、短期目標2015年の目標であります16万キロワットを大きく上回りまして、20万キロワットということがここで達成されたところでございます。ほかに、小水力、水力発電をクリーンエネルギーの地産地消の目標としてロードマップに掲げてございますが、そのいずれにつきましても小水力、水力ともにほぼ横ばいの状態で推移しているところでございます。

仁ノ平委員

太陽光発電を中心として、ほぼ順調に目標に向かって進んでいるとの御答弁だったと思うのですが、現在、国では再生可能エネルギーの導入拡大のために固定価格買取制度を実施しておりますね。その制度ですが、買い取り制度の見直し、中でも特に買い取り価格の見直しを国は開始したと聞いております。今後、国の施策の動向について県はどのように把握しているのか伺いたいと思います。

井出エネルギー政策課長

現在、国の見直しの経過につきましては、次のように承知をしております。まず、エネルギー基本計画におきまして再生可能エネルギーの導入は今後も積極的に推進すると明言をされました。しかし、現時点ではまだ具体的な数値目標、全体のエネルギーの中でのどの程度進めるかという目標は示されておられません。そこで国としましてはエネルギー小委員会の中で具体的な数値目標を含めて、どの程度積極的に導入していくのかという具体的な数値を検討していくということが1点であると承知をしております。その導入の数値を見定めるに当たりましては、現在、国民の負担が一番問題となっていると承知をしております。これは固定価格買取制度が全て国民の電気料金に負担を求めて、その負担によって成り立っている制度になっているからでございます。この費用負担につきましては、昨年度、3,500億円、本年度につきましては6,000億円を超えると見込まれると報道されております。この非常に増加していく費用負担につきまして、いかに抑制していくのかというのが第2点目の検討課題と承知しております。そのほか、電力全体の安定供給の課題で、再生可能エネルギーの導入を促進するための技術革新についての課題など、トータルに全ての再生可能エネルギーの電源に対しまして検討がなされて、本年中には結論が出される見込みであると承知をしております。

仁ノ平委員

エネルギー政策は第一義的に国の政策によるものですので、国の検討の状況を伺ったわけです。国民の費用負担がふえているということで、価格の見直しをされているというお話でした。中でも太陽光発電については当初、導入拡大のためにかかなり高い値段での買い取りが設定されていたと思います。それが見直しをす

る時期に来ているというふうに私は承知しております。

まあまあ順調に進捗してきた本県の地産地消に向けての営みですけれども、仮にこれから国が明年度以降、太陽光発電の買い取り価格を抑制していくとすると、県の地産地消推進戦略にもブレーキがかかるというか、何らかの大きな影響があると思うんですね。そういう意味で太陽光発電が主力になって県の地産地消を進めてきたけれども何らかの考え方の変更も必要だろうと。あるいは、本議会で問題になりましたように、太陽光発電はクリーンエネルギー、再生エネルギーとして是な面も多いわけですし、日照時間日本一の本県としてはもちろん無視はできないわけですが、例えば防災上の危険性であるとか、大規模開発であれば景観形成の問題であるとか、あるいは自然破壊であるとか、さまざまな問題もまた明らかになってきたところで、県も特に富士山との関係で規制を始めたところですよ。そういう問題も太陽光発電にはある中で、本県では太陽光発電が再エネの利用を拡大してきた。そういう状況の中で、県はどのようにこれから先、地産地消戦略を進めていくのか、ちょっと見直しも必要ではないかという気が私はしていますが、その辺についての今後の見解を伺いたい。

井出エネルギー政策課長

固定価格買取制度の見直しにおきましては、委員御指摘のとおり、太陽光発電につきましてはこれまで高い価格であったという点から、これが引き下げになるという可能性は十分にあると考えております。この理由といたしましては、太陽光発電のシステムの価格というものが、大量生産、大量導入に伴いまして大分コストダウンが図られているという現状がございます。これによりまして、買い取り価格の積算根拠でありますシステム導入費用、これが縮小していくということになりますので、やはり買い取り価格は恐らく太陽光については下がるというのが一般的ではないかと思っております。

そういたしますと、これにつきましても委員御指摘のとおり、これまで太陽光発電の導入がロードマップの中で大きな位置を占めております。そうなりますと、固定価格買い取りの高い価格によってこれまで推進が図られてきたとしますと、ここでブレーキがかかるのではないかとということは、御指摘の点は確かにあるかと思っております。その点につきましては、国の現在、検討が始まったところですので、その国の検討を踏まえた上で、これまでの地産地消戦略、細かな施策を含めまして、どのような点に問題があったのか、あるいは今後どのような点を進めるべきなのかということを具体的に検証させていただきたいと思っております。

また、さまざまなメガソーラー等の導入に伴っていろいろな問題があるという点につきましては、いろいろな課題があると承知をしておりますが、それらにつきましても適切な導入を進めていく上で必要なことにつきまして十分な検討をしてみたいと考えております。

仁ノ平委員

もちろん私も、そして全ての委員もそうだと思うんですが、エネルギーの地産地消戦略については是と思っています。しかし、国のいろいろな動向の変化もあるし、山梨県の中でも太陽光による問題もさまざま出てきておりますので、また買い取り価格の変更、国の政策の変更もあるようです。そんなことをぜひ慎重に見極めながら、時には大胆な見直しというものも恐れずやっていただいて、県の政策を推進していただければと思います。

(メガソーラー発電施設の開発について)

中村委員

今、仁ノ平委員の言ったことは非常に大事なことだと思いますよ。もちろん、進めなければならないことはわかる。ただ、大規模な開発があると、いろいろな

弊害が出てくる。私は、代表質問の中で、心配してその点についても質問で触れたんですよ。そのときに大規模メガソーラーの自然景観との調和について質問したときに、県の答弁は、富士北麓地域では自然環境の保全条例を改正していると、富士北麓ね。そして、対策を強化したという答弁があった。それで、他の地域については、将来に地元市町村を加えた検討チームを設置し、適切に対処するという御答弁があったんですが、他の地域とは、それから、これは具体的にどこを指しているのか。これは再質問したかったのですが再質問しなかった。だから、今、仁ノ平委員からいい質問が出たので、あわせて僕もお伺いしたいんですけど、このことについて答弁をお願いいたします。

井出エネルギー政策課長

本会議で答弁をいたしました他の地域につきましては、甲斐市にございます旧双葉町の菖蒲沢地区のメガソーラー開発についてでございます。

中村委員

このメガソーラーの規模、面積というのは具体的にはどのような計画ですか。

井出エネルギー政策課長

菖蒲沢地区においてのメガソーラーの開発の規模についてでございますが、29ヘクタール規模のものが4カ所予定されていると承知をしております。発電の規模につきましては、1カ所当たり12メガから17メガ、全体で60メガクラスのもの4カ所のできるものと承知をしております。

中村委員

大規模なものだね。この29ヘクタールが4カ所できるということになると、これは大規模開発ですよ。そこで心配されるのが結局、先ほど仁ノ平委員が言った防災の問題、それから自然環境の問題、そういうところに、今後、計画とすれば、今の施設が20年設置されるということになれば、これは地元の人だって、当然心配する声が出てくると思うんですが、このことについて県としてこれからのような問題があるのか、考え方についてお伺いします。

井出エネルギー政策課長

この菖蒲沢地区の開発につきましては、地元甲斐市議会におきましても質問等がされております。その趣旨につきましては、委員御指摘のとおり、水害等の災害を懸念するものであります。この開発に伴っての一番の問題は、私どももいたしましても、まず自然災害。山林を伐採することによって失われます山林の保水機能、土砂流出防止機能がどの程度影響を及ぼすかということが一番心配になってくるかと思っております。さらに、非常に大きい規模になってまいりますので、この周辺、あるいは遠方から見た場合のいわゆる景観の問題、これにつきましても、このまま開発するということになったら何らかの問題があるのではないかと考えております。また、計画地の真ん中に東川という川がございます。両方の計画地のさらに外れにも坊沢川、燕沢という川に挟まれた地形での開発になっております。そうしますと、土砂の流出に伴いまして河川へ与える影響というものも十分考えられます。それらの課題につきまして、甲斐市を交えた庁内検討チームできちんとした検討をしてみたいと考えております。

中村委員

環境アセスの問題も当然やってきているんですよ。それはどうですか。

井出エネルギー政策課長

県の環境アセスの条例に基づきまして、30ヘクタール以上の開発規模のもの

につきましては環境アセスの対象となるとされているところでございます。今回の開発につきましては、29ヘクタールということで、これまで2つのエリアにつきまして、環境アセスの対象にするかどうかという申請に基づく検討がなされました。本年の1月から2月にかけてこの検討が行われまして、2月の段階でまず2つのエリアにつきましては、環境への影響はそれほど大きくないと判断をされまして、環境アセスは行わないという判断が下されました。他の2カ所につきましては、ことしの5月になりましたところで環境アセスの対象にするかどうかということで事前の相談を受けている段階でございますので、これにつきましては今後、事業者との打ち合わせの中で環境アセスを適用していくのかどうかという検討が進められるものと承知をしております。

中村委員

その辺非常に心配しているんです、局長。この環境アセスについては、やはりなかなか難しい問題もあると思う。しかし、これをしっかりしていかないと、これからこの29ヘクタール4カ所以外に県内各地で、こういう問題が非常に出てくると思うんですよね。あちこちで。そうなった場合には、例えば事業者が工事に着手する前に迅速にその問題に対する指導を行う必要もあると思うんですね、あわせて。環境アセスについても当然、検討を加えていかなければならないという問題があると思うんですが、これは、これから県に課せられた大きな課題だと僕は思うんですよ。これに対して、小林局長、どういう形でやっているのか。これはエネルギー局として大変なことだと思うんですよ。そのことについてどうですか。もしお考えがあれば。

小林エネルギー局長 委員御指摘のとおりでございまして、やはり私どもは事業者の計画をいかに早く、迅速に察知するかということが重要でございますけれども、現在の仕組みの中では、国で事業認定を受けた事業者につきまして情報の開示を受けることができおりません。それで、知事を先頭に国に今年度、情報提供を地元自治体にするべく要望しているところでございますが、なかなかそれが実現しないところがございます、さまざまな林発等々の県への手続きが始まったところで初めて計画がわかるという事態で、後手後手に回っている実情がございます。そういうところはまた継続しまして全国知事会等に働きかけまして、このメガソーラーの大規模な開発につきましては、事前に情報を察知できるような仕組みにさせていただきたいということを考えております。

中村委員

これから全国知事会等でその問題については、県当局として積極的に国に働きかけをするという局長からの答弁がありましたので、それは本当にいいことだと思うんですよ。遅くならないうちに早く手を打たないと、もう県内あちこち大規模開発が出た場合には、これは情報開示があればいいですよ。事前に押さえることができるけれども、それが無いということですから、これは国が法律なり、または県が条例なりをつくってある程度規制をしていかないと、この問題についてはなかなか難しい問題があると思いますので、ぜひ、局長の今の答弁のように、県が前向きにやっていただきたいと思います。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト推進費について)

望月委員

これは、国の戦略産業雇用創造プロジェクトのことにつながって6月補正でこれだけの予算を計上したわけですが、全てものづくりの支援事業の中での予算だと思いますが、雇用情勢の非常に厳しい現在、山梨においても安定的で良質な雇用を創造するため、国が創設したこの戦略産業雇用創造プロジェクトに伴って、山梨県としてはこの事業を6月補正で組んで進めていくと思うんですけど、この事業について要件は何か、また、全国では何件ぐらいが国の指定を受けているのかお聞きしたいのですが。

遠藤産業政策課長 国の採択要件といたしましては、まず、有効求人倍率の全国平均以下、もしくはリーマンショック前後ということで平成19年度の平均と、その後の平成23年若しくは平成24年度の平均求人倍率の回復割合が全国平均以下の道府県を対象としてございます。また、33道府県が対象となっております。

なお、2つ目の質問で、全国でどのぐらい採択されたかということですが、すけれども、本県を含めましてこれまで20道府県が事業採択を受けてございます。

望月委員

答弁の中で33道府県の中で20道府県がその裁定を受けたということですが、この山梨県も国の採択を受けてこの事業が進んでいると思うんですけど、その中で、初年度からの事業費として2億2,500万円余りが計上されております。また、単純計算では3年間で総額9億円余りの事業になると思われる状況ですけれども、このプロジェクトを実施するに当たり、山梨県ではどのような狙いをもって事業として実施するのかお聞きします。

遠藤産業政策課長 リーマンショックや円高などの進展によりまして、製造業の海外圏や国内での製造拠点の集約が強まっていくなど、本県の産業は大きな影響を受けてございます。また、県内の中小企業が、今後持続的に発展していくためには、新たな産業分野に積極的に挑戦していく必要があるということでございます。今般、国が8割という高率な補助制度を創設したものでございますので、これを活用することといたしまして、主力産業である機械電子関連産業の体質強化と成長産業の育成強化によりまして、安定的で良質な雇用の創造を図ることとしたものでございます。

望月委員

国が8割と、非常に効率のいい事業じゃないかと思いますが、これから山梨県の雇用創出という中で、中小企業の山梨県産業振興ビジョンの11分野の中で、クリーンエネルギー、スマートデバイスや複合、生産機器システム等の産業、それから医療機器等4点を重点項目に挙げて、この事業を進めていくということですが、その中でやはり雇用を第一に考えてもらいたいですが、今言った4つの分野に分けて重点的に事業を実施するわけですけれども、産業の育成と雇用の確保を図ると想定したその根拠、理由を伺いたいと思います。

遠藤産業政策課長 4つの成長分野を選定した理由でございますが、国の制度も安定的で良質な雇用を創造するため、製造業を中心とした地域独自の取り組みを支援することとされてございます。県といたしましても、委員が御指摘のとおり産業ビジョンで11の産業を示してございますが、本事業ではそのうち他の業種と比較しまして賃金水準も高いなど、安定的で良質な雇用を創造する業種でございます製造業関連の4つの分野を指定したものでございます。

望月委員 特にこれから医療機器、介護機器、時代に見合ったそうした企業の山梨県の参入は、知事も頑張っていて、関西のニプロさんが撤退した企業の後へ入ってくるということでございますが、こうした企業を十分にこれから山梨県でも活用していただきながら、また、山梨県へ立地してもらえよう、そうした一つの基本になればと思うんですけど、昨年の8月にも立地企業の再編整理が相次いでおりますが、有効求人倍率も平成20年度以後、6年連続して1倍を下回るといふ非常に残念な山梨県のこうした状況がありまして、若者の定住化、企業の定着、誘致、そういったものにも大きな影響が出るのではないかとと思いますが、極めて厳しい状況が続く中で、本プロジェクトによる具体的な効果を今後どのように産業労働部では有効的なものを考えているのか、その中でまた取り組みをしていくのか、矢島産業労働部長さんにその辺の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

矢島産業労働部長 本県のものづくり産業を支えております中小企業、この皆さんがより一層発展するためには、やはりこれまでの大手の下請という役割だけではなくて、ここに掲げました成長分野とされている、内需中心型の分野において、やはり自社製品を持つような、そういう企業を育てていくということが大事だと思っております。そんな意味で、今回のプロジェクトはまさにそれを実行するために効果があると私どもも確信をしておりますし、ただいま、各課長が説明いたしましたように、部の各課がこの事業を、役割分担して、まさに産業労働部一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

また、県だけではなくて、推進協議会という形で経済界、大学、それから金融機関、こういった方々もメンバーに入っていて、まさに地域一丸となって、目標としております有効な成長産業の育成と雇用の確保、ということをしっかり取り組んでいきたいと思っております。

ただ、成長分野への進出というのは一朝一夕にはいかないと思っております。すぐことし成果が出るということにはならないかもしれませんが、このプロジェクトは3年続けてやってまいります、3年後には大きな成果が挙げられるように頑張りたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

望月委員 矢島部長から本当に強い決意をいただき、また、県民も恐らく期待をするところであると思っておりますが、これから3年後、中部横断道の開通、また、リニア、そうしたものを含めながら、山梨県の企業の雇用創出にこの計画が完全に目標を達成するように、御尽力を賜りますようお願いしまして終わります。

(成長分野就業体験支援事業費について)

仁ノ平委員 産の6ページ、マル新の成長分野就業体験支援事業費ですが、ここで言う成長分野とは、先ほど遠藤課長から御説明のあった4分野全てと考えてよろしいのでしょうか。

半田労政雇用課長 先ほど産業政策課長から話をしました4つの成長分野ということでございま

す。

仁ノ平委員 求職されている方に就業体験をしていただいて、成長分野での就業を進めていくという事業だと理解しているのですが、約1億2,000万円、たくさん予算計上されているんですが、何人くらいの方が希望すれば就業体験ができるのか。

半田労政雇用課長 この事業で求職者を支援する予定になっております人数は70名でございます。

仁ノ平委員 70名の方がどれぐらいの期間、就業体験をされるのでしょうか。

半田労政雇用課長 雇用の期間は6カ月間を予定しております。

仁ノ平委員 6カ月たった後、無事めでたく就職ということになればいいわけですけど、そうした場合、どういう身分で就職されるのでしょうか。

半田労政雇用課長 もちろん正規雇用で引き続き雇用していただくことがベストとは思っておりますけれども、それは個々の企業によりまして状況が変わってくるかと思っております。できるだけ正規雇用として継続して雇用されるように支援をしていきたいと思っております。

仁ノ平委員 成長分野ということではこの類いの事業は初めてかと思うんですが、成長分野という枠を取り払いますと、これまでも就業体験をしていただいて就職していただくという事業があったと思うんですね。過去の例で伺いたいんですが、半年なり3カ月なり、これまでいろいろな事業があったと思うんですが、めでたく就業する率っていうのは大体どれぐらいの割合なんでしょう。

半田労政雇用課長 労政雇用課では、緊急雇用の事業を活用しまして平成22年度からやってまいりました。その実績で申し上げますと、継続雇用の率でございますけれども、65%ぐらいが継続雇用していただいているという状況になっております。

仁ノ平委員 いろいろな事情があるんでしょうが、ちょっと低いなというのが、今伺っての印象です。6カ月間、この1億2,000万円の全てではないでしょうが、ほとんどが就業を体験される方へのお給料として支払われるわけで、そこで就職がうまくいかない35%の方へは無駄な支援をしてしまうということで、ちょっと漏れ伺うところによると、それを繰り返していらっしゃる方が少数ながらいらして、6カ月この勉強をしてお給料をもらい、次の事業でまた6カ月でという方があるよという話が先ほど控室でも話題になりまして、そうすると、70人の枠の中で希望しても体験できない人が出てきちゃうのではないかと。あるいは、県がその人たちにずっと勉強させてお給料払ってるんじゃないか、という心配もありますので、ぜひそのところは、100%というのは難しいんですけど、もっともっと上げていくという視点と御努力が必要に思いますがいかがでしょうか。

半田労政雇用課長 これまでも就業体験の終了時には、できる限り継続雇用ができるように、いろいろな形で支援を行ってきたところではございます。特に今回のプロジェクトにつきましては、限られた分野の支援ということになっておりますので、機械電子工業会、それから全体のプロジェクトの推進をします推進協議会、そういったところの支援をいただきながら積極的な継続雇用が行われるように協力をいた

だきながら推進してまいりたいと考えています。

仁ノ平委員 課長はそう答弁してくださったのですが、実は、これ、県が主体というよりも、派遣の会社をお願いして、委託してやっていただくわけですね。ぜひそこは強力に、安定した形での雇用、それから、一人でも多くの方が研修した後、就職に結びつくように強力に派遣会社への要請とか意識改革をして、実りある事業にしていきたいと思いますと強く願います。

半田労政雇用課長 先ほど申し上げましたとおり、ものづくりに限った求職者を集めて研修をして、最終的には雇用に結びつけていくというプロジェクトでございます。したがって、ある程度そういったことに興味関心のある方が応募をいただくと考えております。今まで行ってきた就業体験の場合には、全ての産業分野ということになりますので、目的が漠然としてしまって、なかなか就職に向けての目的意識がしっかりと確立できないという点があったかと思えます。今回はものづくりに特化した支援事業ということですから、その辺をしっかりと踏まえまして、支援会社の方につきましても、そういった観点で研修を組み立てながら支援ができるように要請をしていきたいと思っております。

(成長分野就業体験支援事業費について)

樋口委員 タイミング的にもA社、B社が撤退しちゃったとか、撤退するとかいう時期で、医療機器の会社が撤退したところに入ったとかいう話ですから、できれば今までのように人材派遣の会社とか、いろいろな議論をしていましたけれども、できればもう県に直接陣頭指揮をとっていただいて、この事業を成果に導いていただくときが来ているんじゃないかなと。それが非常に成果を上げることにつながるんじゃないかなと、今、聞いていて思ったんですが、いかがでしょうか。

矢島産業労働部長 今回のプロジェクトは、最初に御説明申しましたように、この事業全体を統括する統括者とか、あるいは特に雇用の部分、人材については人材専門のコーディネーターをつけるというふうな形で、単に事業をするというだけではなくて、推進組織を設けて、その中にそういったコーディネーター、あるいは統括者というのを置いて、事業全体をしっかりと成果を出すように、いわば進行管理していくということでございますので、必ず成果が出るように、しっかりと私どもも見守りながら、人材派遣会社に丸投げで終わりということではなくて、しっかりフォローしたいと思っております。

樋口委員 ありがとうございます。形をつくってきちんとやらなければいけない。補助金で、国の採択事業でありますから、それは当然でありますけど、結果として今、抱えている本県の一番の基幹産業の危機というところが、大きく救われるような成果をぜひこの体制で整えていただきたいと思います。希望をします。

(燃料電池関連産業販路開拓支援事業費について)

ここのところ、いろいろな報道がされていまして、もうそろそろ実用化に向けて、最大手の企業が、1,000万円ぐらいの車で、補助金が幾らつけば実用化になるとかというようなことになって、私たちの周りにはいる一般の方々も、じゃあ梨大のあの研究はどういうふうに報われていくのか、とか、あるいは逆に、梨大がやってるけど結局大手の引き合いがないと、その研究の成果が、山梨の貢献が報われないなという話をよくするんですけれども、その辺の全体的な流れはどうなっているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

手塚成長産業創造課長 今、燃料電池で一番進んでいますのは定置型の燃料電池でございます。家庭用の燃料電池でエネファームと言われているものでございます。これにつきましては、相当な普及台数になってきておりまして、平成25年3月の数字でございますけれども、3万7,171台が全国で設置されている台数でございます。しかしながら、全国の世帯数を考えると、まだこの普及状況でございます。それから、燃料電池自動車につきましては、過日も新聞報道がございましたように、トヨタ自動車今年末にコンセプトカーを市場に導入するということがプレス発表されたところでございます。しかしながら、価格帯としては700万円前後ということなので、国の補助金が入っても500万円を切ることがないというふうな状況でございます。それから、エネファームにつきましても、燃料電池自動車につきましても、2030年ぐらいが本格普及期でないかというのが、国のロードマップでございます。こういったことを勘案いたしますと、まだまだ大量に製品として市場に出るとするのは先のことになるというのが見通してございます。とはいえ、県内の中小企業の何社かはこの基幹的な技術について山梨大学で産学官共同研究をする等、前向きな取り組みを進めているというところでございます。

樋口委員

10年ぐらい前に山梨大学に行って詳しく御説明を伺った記憶があったり、5年ぐらい前からは、旧知事公舎をナノテクノ研究所にずっと続けているものですから、その成果が、平たく言うと横取りされるような感覚をこういう報道があると県民は持ってしまって、水素ステーションについても山梨も盆地に一つ入るのかなんていうことを思ってみたり、あるいは結局、政令指定都市に行っちゃうんだなということも思ってみたりして、一喜一憂しているわけでありましてけれども、そこで今言ったような説明をぜひ県行政から発信をしていただきたいのは、燃料電池は電気自動車だけじゃなくて、今言ったいろいろなところでこれから普及が始まって、私たちの暮らしに関わるいろいろなところに効果があらわれてきますから、そうすると、例えば大手の自動車メーカーとジョイントできなくても、さまざまところで山梨大学が中心となった開発研究が生きてくるところをぜひストーリーといえますか、つなげて県民に周知をしていただきたいと思うのですが、その辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。

手塚成長産業創造課長 まずは燃料電池自動車につきましては、実は先般、岩谷産業様のほうで国の補助金が採択されまして、甲府地域に1カ所、水素ステーションをつくるということになっております。事業者からの情報ですと、今、候補地を選定中ということでございますので、間もなく、国中地域については水素ステーションができ、それから、先ほど申し上げましたようにトヨタ自動車今年末にコンセプトカーを発表するとなれば、それに向けて普及計画をつくり、こんな形で水素社会が近づいているというふうなこともPRしていきたいと考えています。

樋口委員

先ほど、この事業の説明の中で、国際水素・電池展への出展等とおっしゃった後に、本県の取り組み状況についてのセミナーを開催と話があったかと思うんですけども、ぜひそれはやってほしいと思います。周知をしていただいてやってほしいと思いますが、それはどういうスケジュールですか。

手塚成長産業創造課長 展示会に出展する際に、展示会に出展する事業者に対してみずからの技術のPRポイントですとか、山梨大学でやっている研究開発が社会に有益なポイントというものを来場した方にわかりやすく説明するような、そういったセミナー

ーを設ける予定でございます。単純に展示会に出るということではなくて、山梨県の取り組みを展示会を通じてPRできるような、そういった事業を設けてPRしていく予定でございます。

樋口委員 委員会の県外視察で九州に行き、福岡でも研究を進めている。そこで説明を受けて、その後、新しく整えている住宅団地へ行って、エネファームの設置をどんどん進めているという話を聞いたことがあるんです。キャパが違いますけれども、山梨大学の研究がいよいよこういうふうになってくる、こういうところでも実用化されているというようなことも経済界や産業界と連携をして、県民にお示しできるときが来ればいいかなと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

手塚成長産業創造課長 燃料電池に関する県民向けの説明、自動車を使ってということですが、展示会ですとか試乗会をことしも3回ぐらい検討しているところでございます。そこで、普及に向けての啓発パンフレット等を用いて、県民の皆さんにもわかりやすく説明をしていきたいと思っております。

(製品開発体制整備支援事業費・実践的人材育成事業費について)

樋口委員 先ほど、産業集積課と産業人材課の事業の中で3Dプリンターの話や産業集積課で3Dスキャナーとありましたけれども、行政でもこういったものを活用しているのでしょうか。もう少し詳しく内容の説明をお願いします。

依田産業集積課長 3Dプリンターは大きく分けて樹脂系と金属系というのがございます。この前、拳銃をつくったというのは樹脂系なんですけれども、既に工業技術センターには樹脂系のものが入っています。試験研究とか依頼試験とか、依頼してつくっているようなことはやってございます。今回もっと高級なというか、まだ実際に産業界に求められているのは樹脂系もなんですけれども、金属系が非常に求められているということなので、今回新たに導入するのは3Dプリンターの金属系というものでございます。それとあわせてスキャナー、三次元CADシステム等を用いて、実際にそれを企業に使っていただく。研修をして技術を習得していただいて、それから新たな産業とかのほうへ持って行って新たな雇用を生むと、そういうことで工業技術センターに設置いたします。

樋口委員 工業技術センターに最先端の最新鋭のもので、産業技術短大の方にはやっぱり同じものを設置するのでしょうか。

萩原産業人材課長 工業技術センターに設置するものは、今説明があったものということで、企業の製品開発を目的に、主に在職者向けの技術支援を主眼として高度な機種を導入するということなんです。産短大に設置するものは求職者、職を求めている方の技術習得を主眼としており、あくまでも教育・訓練用ということで安価な、低額な機種を導入して、まずそれになれていただくということを今考えております。

樋口委員 安くても十分通用して、全然古いものじゃないということですか。

萩原産業人材課長 先ほどから話をしております、高価なものは金属系なんです。主に樹脂系ということで、本当に簡単にできるものなんですけれども、そのでき上がりの構造、そこへ至るまでの過程については考え方が同じなわけで、そういうところを

学ぶということを考えております。

樋口委員 産業振興ビジョンの求めているところの具体的な施策といいますか、必要などころに予算を配分したという印象が非常にありますので、ぜひ有効に使っていただいて、また、私ども議員もその事業の内容について折に触れてまた詳しく教えていただきたいと思います。

(製品開発体制整備支援事業費について)

永井委員 ものづくりのこのプロジェクトで、企業を育てていくということが重要で、いろいろものづくりの部分に関して、この3Dプリンター、3Dスキャナーというのはものすごく重要であるというふうに思っていますし、要はこれを活用できる人間がどんどんふえていけば、新しいものづくりの一つのヒントになるというふうに思っているんですが、人づくりと並行をしながら、当然、3Dプリンター、3Dスキャナー、CADもそうですけれども、求められている企業があると思うんですけれども、もしかしたら新しく新産業創出というようなことをよく皆さんおっしゃるんですけれども、もしかしたら今、企業自体にはそういう情報が行っていないんだけれども、もしかしたらそれを使えばもっと新しいものづくりの可能性が広がるということもあると思うんですけれども、人づくりと並行してものづくりをしている企業にもう少し、情報提供が行き届くような政策というのにも必要かと思うんですが、そういうものがあるのかないのか、やっているならどういうことをやられているのか教えてください。

依田産業集積課長 3Dプリンターで言いますと、今回、全部で50日間の研修をやるというぐあいに考えていまして、それは県内企業に周知します。そのやり方としては、例えば県庁ホームページの掲載であるとか、工業センターのメールマガジンであるとか、工業センターまたはやまなし産業支援機構の刊行物への掲載、または産業支援機構の刊行物へも掲載等をして周知を図り、企業から受講者を募集するというような形をとりたいと思っております。

永井委員 受講者ではなくて、この3Dプリンターがどんなものであるとか、どういうものであるとか、こういうことができるよってというようなことに関して企業に伝えていけば、またこれも有効的に使えると思えますし、逆にここで育てた人がもっと離れたところへも就職する窓口がふえると思うんですけれども、その部分に関してはどうかということです。

依田産業集積課長 先ほどの受講者という話で、掲載すると言いましたが、その中では3Dプリンターを工業センターにリースしており、その中で3Dプリンターはこういうことができますというのを当然入れて、そういった中で周知を図っていくという形ですので、受講募集と同時に3Dプリンターの可能性についても、アピールしていけるというぐあいに考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第26-3号 雇用の安定と労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)(「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 まず起立採決の結果、継続審査すべきでないものと決定した。
次に起立採決の結果、採択すべきものと決定した。

請願第26-8号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

中村委員 全国一律の最低賃金制度については、今後国の動向を見極めなければならぬ。中小企業支援についても同様であるので、継続審査ということをお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

前島委員 いわゆる企業の撤退がこのところ続いていると、非常にマイナスの要因を肌で感じて、若者の雇用の将来に一抹の不安を感じているんですけども、その中で空き工場の実態というのはどんな状況に現在あるのか、という点をお聞かせいただきたいと思います。

依田産業集積課長 今、空き工場、私どもでつかんでいるところが約三十数件ございます。それだけ空き工場があるんですが、中にはかなり古いものから、最近のもの等もございいます。その中で、最近は空き工場に対する問い合わせ等も非常にふえています。参考までに平成25年度、空き工場にかかわる問い合わせ、私どもに来た問い合わせが全部で14社から、空き工場が山梨にどこかないですかというような問い合わせがあって、そのうち3社が空き工場に入ったと、そのような実態がございいます。また、本年度に入りまして空き工場に対する問い合わせが4社ぐらいあるということで、やはり企業は空き工場というのは最初の設備投資が非常に抑えられると。既にインフラが整備されているのですぐ立地ができるというようなメリットがありますので、非常に問い合わせはふえていると、そういう状況でございいます。

前島委員 その空き工場の問い合わせがふえているということについては、引き合いがあるということは大変結構なことだと思いますけれども、まだ実績とすれば、30という数字の中での状況ですから、具体化という点ではまだ時間がかかるという

ふうに受けとめているわけですが、このことについて県として長い間企業立地に努めてきた。それが空き工場になってしまったということについては、新たに県としても、空き工場に入らせていただくために誘致支援策というものをある程度工夫していかなければならないのではないかと。そうすることによって、より企業が問い合わせしてくるという結果になってくるのではないかと、という感じをしているんですけども、その点についての支援策というか、新たなそういう視点での取り組みはどうでしょうか。

依田産業集積課長 まず、我々の方では、入って、中で事業を高度化するというようなことがありますと、それなりの支援策がございます。また、場合によって、建物を壊して新たに建てかえるというような場合も一部考えられます。また、空き地の部分、土地が広くて工場が少なければ、その余った土地へ工場を建てるということも考えられています。その場合には産業集積促進助成金が使えるという形になります。さらに、工場はそんなに金がかからないで手に入るということがありますから、それ以外に雇用がふえる、例えば10人以上ふえますと、労政雇用課の方であります。雇用創出の奨励金を使うといった形で支援をしていくということがございます。

前島委員 このことについては、若者の雇用との非常に連動的な課題だと私は思うんですね。いわゆる第三の成長戦略とも絡みながら、山梨の成長戦略をどう展開していくか。そして、空き工場をどう活用していくかという工業団地の大きな悩みの課題とジョイントしていただいて、より若者の雇用を引きつけていけるような、対策を可及的速やかに取り組んでいかなければいけない。そのためにはやはり産業労働部が丸になって、空き工場の解消に向かって企業誘致を新たに促進していくという取り組みを期待をしたいと思うんですけども、産業労働部の取り組み、所見をちょっと伺っておきたいと思います。

矢島産業労働部長 やっぱり大手企業が山梨県に移転していただくということは、まさに雇用という直接的に大きな効果を生むということでありますので、先ほど申しましたような立地の助成金、あるいは雇用の奨励金、そういったものをフルに活用して、県外も含めて大手企業、あるいは成長産業分野の企業の誘致に部を挙げて取り組んでおります。あまり報道がされないんですけども、実は私ども企業立地の実績の数字を見ますと、昨年の数字は、太陽光発電というのもあるんですけども、国の立地調査によりますと52件ということで、全国でも9位という形で、非常に立地は実績を上げているなとは思っておりますけれども、より雇用効果の大きい企業についてもさらに実績が上がるように頑張ってもらいたいと思っております。

(子育て就労支援センターについて)

永井委員 今回の本会議で、質問、御回答の中にも数多く子育て就労センターは登場してきています。子育てはしているけれども、やはり外で働きたいという希望をしているお母さんにはとても有用な施設であるというふうに思います。本年の秋ごろから開設予定ということなんですけれども、この情報が出てきたのがちょうど2月の議会のときなので、春先に出て、その開設を心待ちにしているお母さんたちも数多く私の周りにもおります。できるだけ早い開所が望まれるんですけども、この開所の時期というのを、秋とは言わずにもう少し前倒しするということができるのか、まず伺います。

半田労政雇用課長 これは県だけで施設を設置して運用していくというものではございませんで、労働局と一体となって、一つの施設を運営していくという性格のものでございます。そういったことで労働局と鋭意調整をして、開設の準備を今、進めているところでございます。したがって、県だけで設置するというのであれば、ある程度、日程を前倒しというようなことも可能かとは思いますが、相手がいることでありますので、慎重に調整をして、開設の準備を進めているところでございます。

永井委員 開設の準備を進めているということなんですけれども、今、県と労働局の間で話し合われて、内容は当然、具体的に今からいろいろと秋までに詰めていくと思うんですけれども、組織みたいなものがあれば、どういう形で、例えば担当委員がいるのか、それとも県の職員と労働局の職員が一つになって、何かグループでやっているのか。その辺の組織的な部分と内容を教えてください。

半田労政雇用課長 内閣府のほうからの提案であります一体的な実施という仕組みの中でセンターを設置するというになっております。したがって、そういうセンターを設置する場合には、関係者で協議会を設置して運営の方法、内容、経費負担の問題などを協議するようという指示がございます。既に子育て就労支援センターの前に、求職者総合支援センターというものがありますから、そこで設置をいたしました協議会がございますので、その協議会を活用いたしまして検討をしていくという手立てになっております。もちろん、その前段階の事務的な打ち合わせは労働局と県とで相対で協議を進めているところでございます。

永井委員 その協議会で一つ御意見として、ぜひそこで話し合っていたきたい事項があるんですが、自分たちの会派はいろいろなところでタウンミーティングを行っているんですけれども、富士北麓地域で女性の方たちとタウンミーティングを行ったときに、この子育て就労支援センターというものがあるということ、この秋にできるということをお話ししたら、子育て中の母親が子供を連れて甲府市のJA会館のところまで来るのというのは、非常に大変であるというような声を伺いました。できたら北麓地域にも1カ所窓口を設けてもらえないかという話だったのですが、同じような子育て就労支援センターを設置している都道府県で、福岡県は4カ所、就労支援センターを設置をしているんですけれども、人口の問題もあると思うんですが、全域で福岡県ではこの相談を受けることができる。設置はなかなか難しい、予算の部分はあると思うんですけれども、3カ月に1回でも、2カ月に1回でも、例えば相談会みたいなものを開いていただければ、そのときにハローワークに来てもらうというようなことも、ぜひ検討に入れていただきたいと思うんですが、御所見を伺います。

半田労政雇用課長 JA会館の中に子育て就労支援センターを設置していこうという検討を始めた段階で、やはり今、御指摘のようにお子様を持っているお母さんが電車で揺られ、あるいは車に乗って1時間、あるいはそれ以上かけて実際に就労の相談に来るとするのは現実的には難しいのかなという思いもありました。そういったことで県内に複数の箇所の設置をというふうな思いもあったんですけれども、やはり費用対効果ということも片方で考えていかなければならないと思っております。そういったことで、JA会館のほうで実施をして、その実績を勘案しながら2つ目、3つ目というふうな形で設置ができないかどうかということは今後検討していきたいと思っております。いただきました御意見を参考にさせてもらいながら、協議会の方でもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

永井委員

本当に働きたいと思っているお母さんの中では、この就労支援センターというのは相当期待がかかる部分でありますので、この設置が進んで事業が実施された後に、その結果を生かしながら、北麓地域に設置となるといろいろなハードルがあると思うんですけれども、せめて相談会ぐらいの検討をぜひしていただきたいと思います。

最後にこのセンター、子育て就労支援センターということで、お母さんが対象だということを伺っております。子育てをしている両親というのは、実は母親だけではなくて、子育てのために仕事を中断している父親というのも少数ながらあるわけで、このセンターの利用は、父子家庭の家、父親が一人で子育てをしながら働いているお父さんたちにも、センターを有効的に利用してもらうべきだと考えますけれども、そのようなお父さんたちの支援について県の御所見を伺います。

半田労政雇用課長 本会議等で御質問は、質問の趣旨からお母さんというふうな御説明を、答弁をさせていただいたところです。このセンターにつきましては、お父さんであっても、子育て中の方を対象に支援をしていくという趣旨で設置をしていきたいと考えておりますので、子育て中のお母さんやお父さんを対象に支援をしていきたいと思っております。

永井委員

福岡は、女性のための就労センターみたいなのがタイトルでのっかってしまっているのですが、ぜひ山梨県では、今、課長の答弁にもありましたけれども、お父さんたちも子育てを一生懸命頑張っている家庭がありますので、ぜひよろしく願います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県外調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、8月27日～29日の間実施することし、場所等については後日通知することとした。

以 上

農政産業観光委員長 塩澤 浩